





## はじめに



近年、少子高齢化の急速な進行や、経済の広域化などの社会環境の変化に伴い、高齢者や障がい者などの社会的弱者に対する支援のあり方は多岐に渡ってきております。

支援や介護を必要とする高齢者を社会全体で支える介護保険制度は、その創設から17年あまりが経過し、市民の皆様のご協力と、介護関係者の方々のご尽力により、高齢期を支える仕組みとして着実に定着してまいりました。しかし、今後のさらなる高齢化の進行に伴い、様々な課題への対応が求められております。

こうした中、本市においても、高齢化・人口減少という大きな問題を克服するためのまちづくりを進めるためには、「第2次新見市総合振興計画」を基本理念として、「新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策を着実に実行していくことが必要だと考えております。

この度、これまでの高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の取組を踏まえた上で、「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」を基本理念として、これからの本市の高齢者施策を総合的に推進していくため、「第7期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

高齢者の皆様が、可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても、安心して地域で生活できる環境づくりを目指して、市民の皆様と協働でまちを動かし、「健康で、住んで良かったと思えるまちづくり」を推進してまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、慎重にご審議を重ねていただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、高齢者ニーズ調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

新見市長 **池田 一二三**

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定に向けた取組	4
6 介護保険制度をめぐる国等の動き	5
7 日常生活圏域	7
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b>	9
1 人口構造等	9
2 介護保険事業に係る現状と実績	11
3 地域包括ケアシステム構築の取組実績	16
4 在宅医療・介護連携の実績	18
5 認知症対策の実績	20
6 介護予防・日常生活支援総合事業の実績	22
7 高齢者福祉サービスの実績	24
8 生きがいづくり・社会参加支援に関する実績	27
9 健康づくり事業の実績	29
10 アンケート結果からみた現状	32
<b>第3章 基本理念・重点目標</b>	42
1 計画の基本理念	42
2 重点目標	43
3 施策の体系	44
<b>第4章 施策の展開</b>	45
1 地域包括ケアシステムの推進	45
2 認知症対策の推進	53
3 介護予防と生活支援の推進	55
4 介護保険事業の充実と円滑な運営	58
5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備	61
6 生涯を通じた健康づくりの推進	64

<b>第5章 介護保険サービス等の見込み</b>	68
1 要介護等認定者数の推計	69
2 各サービスの見込量（全体傾向）	70
3 介護保険給付費の見込み	75
4 第1号被保険者の介護保険料	78
<b>資料編</b>	80
1 新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則	80
2 新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	82
3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿	84
4 策定経緯	85



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

社会全体で介護が必要な高齢者を支えるためスタートした介護保険制度は、平成12年の運用開始からおよそ17年が経過しました。その間、国は高齢者人口や要介護等認定者の推移、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活に関する動向等を踏まえ、高齢者福祉施策や介護保険制度の見直しを行い、介護保険制度は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、平成37年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、平成52年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

本市の高齢化率も増加で推移しており、平成29年3月には39.8%、7月現在で40%を超えています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに構築することを目指しています。

また、厚生労働省が平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)によると、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年には、認知症高齢者は約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。認知症高齢者への支援については、予防や早期発見、自立した生活に向けた支援、認知症対応型の通所・施設サービス支援など、「自助・互助・共助・公助」の考え方による多面的な対応が必要です。

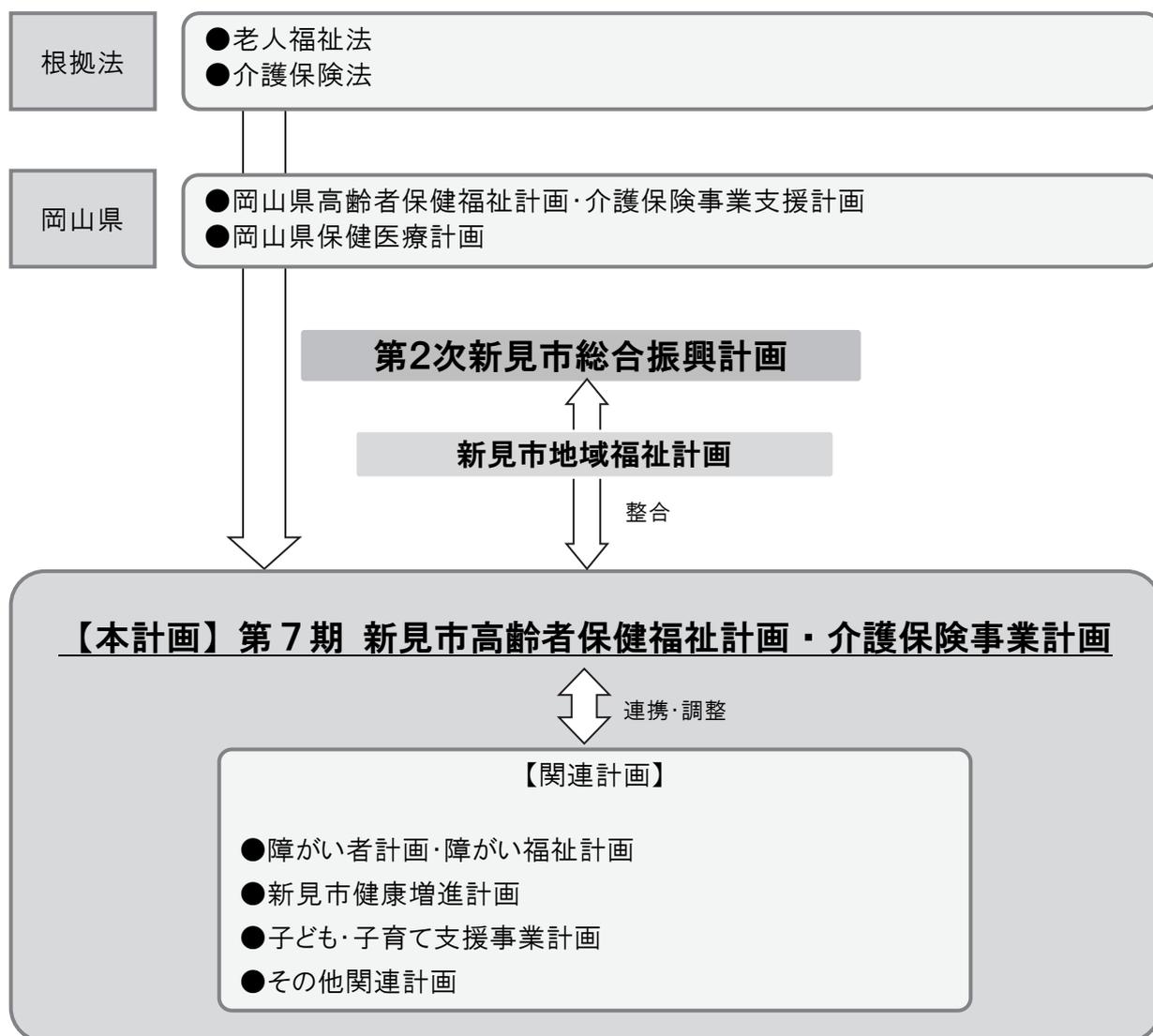
「第7期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「本計画」と表記)」は、地域包括ケアシステムの構築に重点を置いた第6期までの取組をさらに深化させ、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを推進し、本市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立を目指して策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」（本市においては「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定するものです。

また、岡山県の「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「岡山県保健医療計画」等の内容を踏まえながら、市政運営の指針となる上位計画「第 2 次新見市総合振興計画」をはじめ、地域福祉の総合的な取組指針である「新見市地域福祉計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

【本計画の位置付け】



### 3 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、全ての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活の支援など、高齢者に係る保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、要介護等認定者が可能な限り、住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活が続けられるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健・福祉事業の展開が期待されます。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えつつ、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。平成32年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成33年度からの次期計画につなげます。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
			第7期(本計画)								
第6期						第8期(次期計画)			第9期		
		見直し			見直し			見直し			見直し

↑  
団塊の世代が75歳

## 5 計画の策定に向けた取組

### (1) アンケート調査の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象に、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については、「国のモデル調査票」に基づいて設計しています。

調査名称	平成 28 年度 新見市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内に住所のある 65 歳以上の市民 (要介護認定者を除く)	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	郵送配布・回収	認定調査員による面接聴取法
調査期間	平成 29 年 3 月	平成 28 年 12 月～平成 29 年 6 月
配布数	1,200 人	—
回収状況	927 人 (77.3%)	189 人

### (2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

## 6 介護保険制度をめぐる国等の動き

### (1) 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

国においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（一部を除き、平成 30 年 4 月 1 日施行）」が示されました。改正のポイントは以下のとおりです。

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 地域包括支援センターの機能強化
- 認知症に関する施策の総合的な推進・・・など

##### (2) 医療・介護の連携の推進等

- 新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
- 在宅医療・介護連携窓口との連携強化
- 事業者への指導体制の充実、介護給付費の継続的な適正化・・・など

##### (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の実現
- 地域福祉計画の充実
- 高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする体制の充実・・・など

#### 2 介護保険制度の持続可能性の確保

- 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- 介護納付金への総報酬割の導入・・・など

## (2) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成29年7月改訂）の概要

### ○認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- ・ 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施、認知症サポーターの養成と活動の支援など

### ○認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- ・ 本人主体の医療・介護等の徹底、発症予防の推進、医療・介護等の有機的な連携の推進など

### ○若年性認知症施策の強化

- ・ 若年性認知症の人やその家族に支援のハンドブックを配布、都道府県の相談窓口には支援関係者のネットワークの調整役を配置、若年性認知症の人の居場所づくりなど

### ○認知症の人の介護者への支援

- ・ 認知症の人の介護者の負担軽減、介護者たる家族等への支援、介護者の負担軽減や仕事と介護の両立

### ○認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

- ・ 生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備など

### ○認知症の予防法等の研究開発及びその成果の普及の推進

- ・ ロボット技術やICT技術活用による機器等の開発支援・普及促進、認知症予防についてのビッグデータの活用

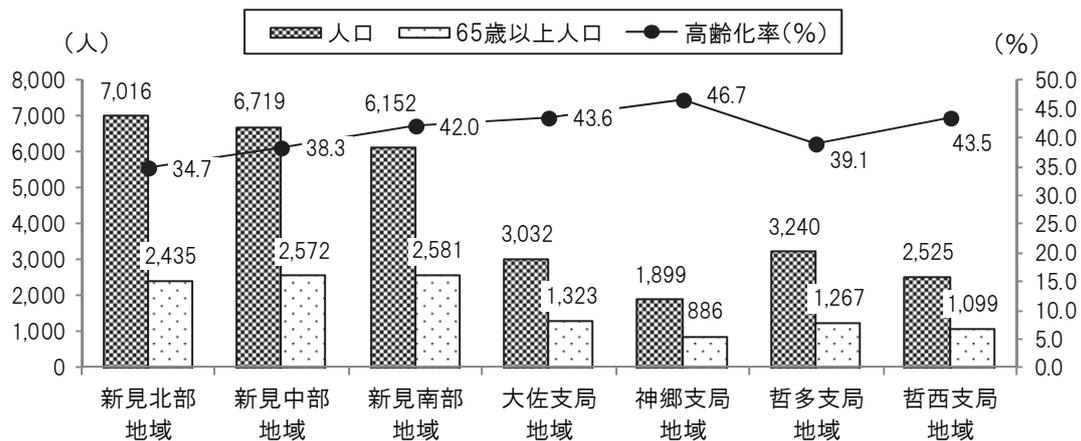
### ○認知症の人やその家族の視点の重視

- ・ 認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援など

## 7 日常生活圏域

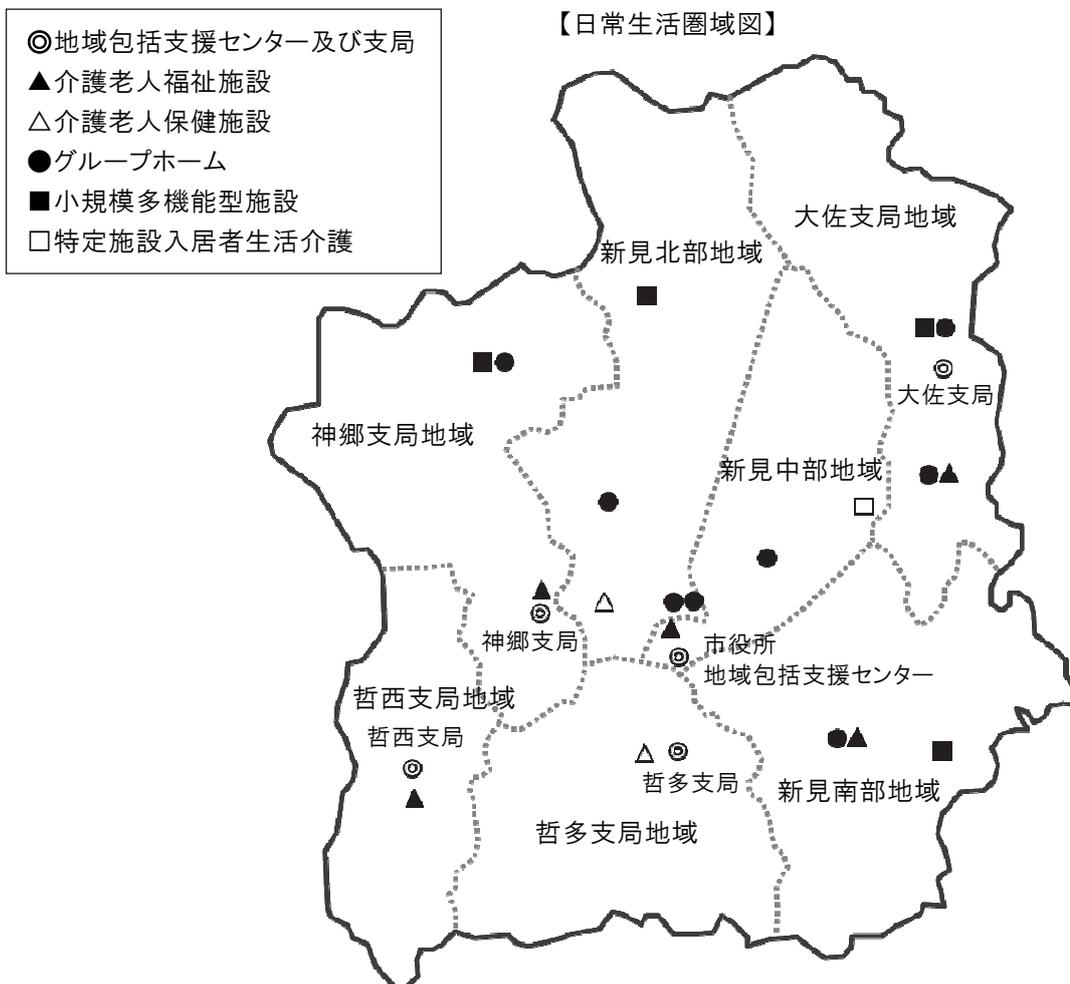
本市では、日常生活圏域として7つの地域を設定しています。人口は、北部地域が7,016人と最も多く、神郷地域が最も少なくなっています。一方、高齢化率は神郷地域で46.7%と半数近くで最も高く、次いで大佐地域(43.6%)、哲西地域(43.5%)の順となっています。

【圏域別人口の状況】



資料：住民基本台帳（平成29年3月末日現在）外国人を含む

【日常生活圏域図】



【圏域別サービス提供基盤の状況】

圏域名	事業所名
新見北部地域	介護老人保健施設 くろかみ 100床 グループホーム ファミリア愛 1ユニット グループホーム 花みずき 1ユニット グループホーム 花すゞき 1ユニット 小規模多機能型施設 おいでんせえ 1箇所
新見中部地域	特定施設入居者生活介護 ケアポート生き生き館新見 30床 グループホーム げんき 2ユニット 特別養護老人ホーム ゆずり葉 90床
新見南部地域	特別養護老人ホーム 唐松荘 130床 グループホーム 心 1ユニット 小規模多機能型施設 福の木 1箇所
大佐支局地域	特別養護老人ホーム おおさ苑 50床 グループホーム おおさ苑 2ユニット グループホーム わが家 1ユニット 小規模多機能型施設 わきあいあい 1箇所
神郷支局地域	特別養護老人ホーム ケアポート生き生き館神郷 50床 グループホーム にいざとさくらの丘 1ユニット 小規模多機能型施設 にいざとさくらの丘 1箇所
哲多支局地域	介護老人保健施設 すずらん 50床
哲西支局地域	特別養護老人ホーム 哲西荘 50床

※新見北部地域…千屋、坂本、馬塚、上市、足立、西方、高尾

※新見中部地域…新見、金谷、熊谷、菅生

※新見南部地域…正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾、草間、足見、土橋、豊永  
(平成29年3月末日現在)

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 人口構造等

#### (1) 人口等の動き

本市の人口は、平成29年3月末日現在30,583人であり、平成24年から約2,800人の減少（平成24年を100.0%とした場合91.6%）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

また、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成24年の2.55人から平成29年で2.38人となっており、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】

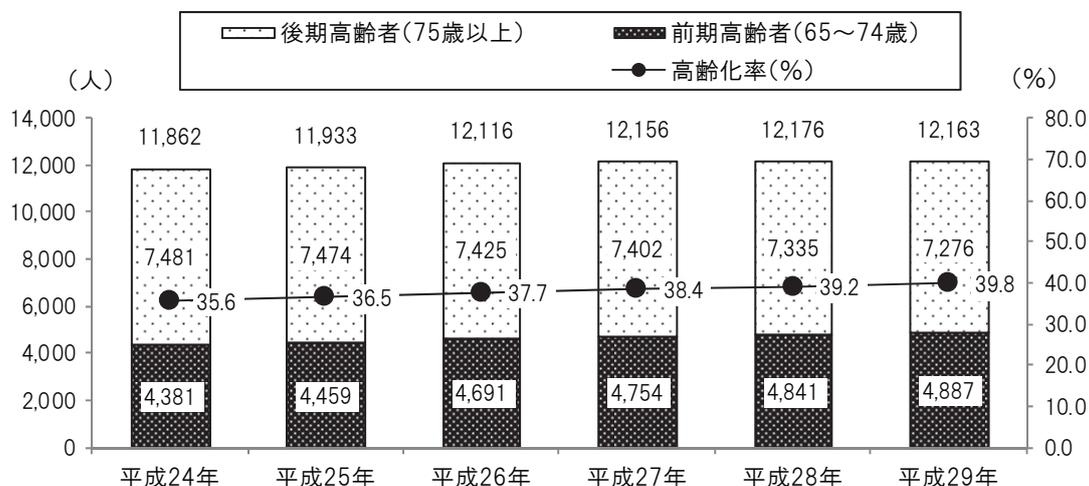
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	33,395	32,866	32,253	31,690	31,098	30,583
世帯数	13,097	12,992	12,980	12,948	12,889	12,857
世帯人員(人/世帯)	2.55	2.53	2.48	2.45	2.41	2.38
人口増減率(%)	100.0	98.4	96.6	94.9	93.1	91.6
世帯数増減率(%)	100.0	99.2	99.1	98.9	98.4	98.2

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在、平成24年は7月末日現在）外国人を含む  
注：増減率は、平成24年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

#### (2) 高齢化の状況

本市の高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成29年では高齢化率は39.8%（12,163人）と、3人に1人以上の割合となっており、高齢化が着実に進行している状況です。前期高齢者（65～74歳）は、平成29年で4,887人（65歳以上全体に占める構成比40.2%）、後期高齢者（75歳以上）は7,276人（同59.8%）となっています。

【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月末日現在、平成27～29年は3月末日現在）外国人を含む

### (3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯(世帯のうち、一人でも65歳以上の高齢者がいる世帯)の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて減少傾向にあります。高齢者夫婦世帯や高齢者独居世帯は増加しています。

【高齢者世帯の推移】

	平成22年		平成27年		増減率 (%)
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	
総世帯数	12,208	100.0	11,648	100.0	-4.6
高齢者世帯総数	7,565	62.0	7,341	63.0	-3.0
高齢者夫婦世帯(夫婦とも65歳以上)	1,643	13.5	1,724	14.8	4.9
高齢者独居世帯(65歳以上の一人暮らし)	1,627	13.3	1,729	14.8	6.3

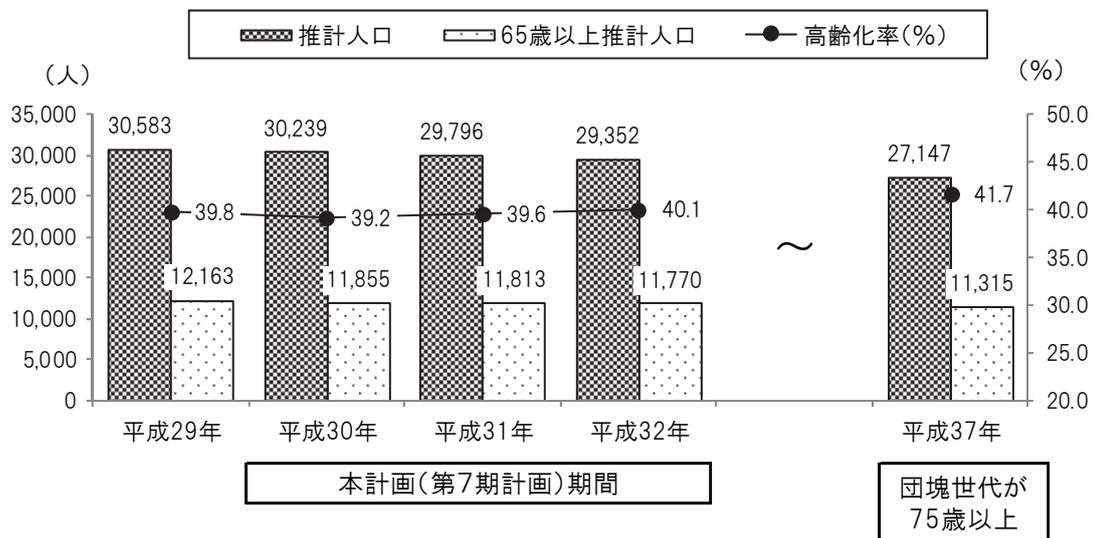
資料：国勢調査

### (4) 高齢者人口の将来推計

本計画期間における本市の今後の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果では、本市全体の人口は緩やかな減少が続きます。

一方、高齢者の人口は、緩やかな減少で推移すると予測されていますが、将来的な人口の減少に伴い、高齢化率は増加すると予測されています。

【人口の将来推計】



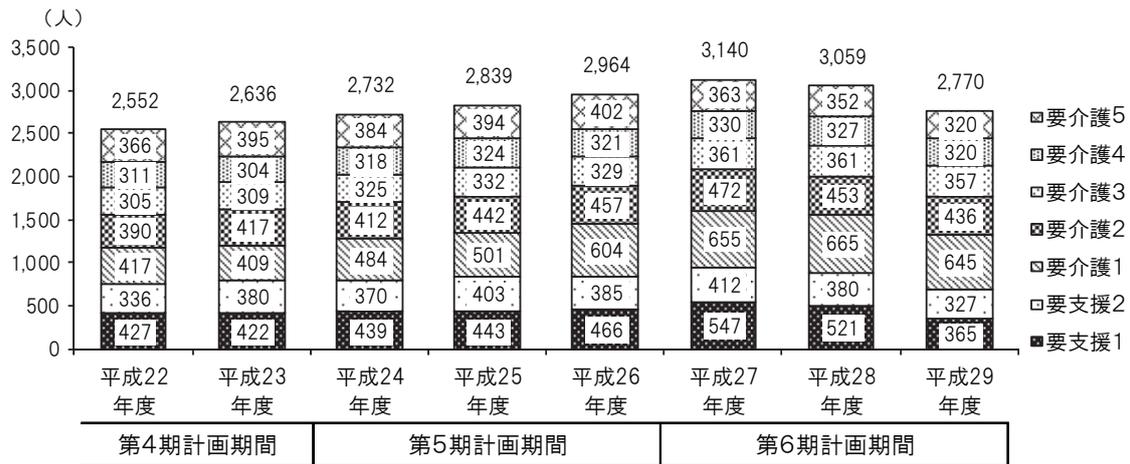
資料：平成29年は住民基本台帳(3月末日現在)外国人を含む  
平成30年以降は国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

## 2 介護保険事業に係る現状と実績

### (1) 要介護等認定者数と認定率

本市における要介護等認定者数は、平成 29 年度(平成 29 年 10 月末日現在)で 2,770 人となっています。平成 27 年度までは緩やかな増加で推移していましたが、平成 28 年度以降減少に転じています。

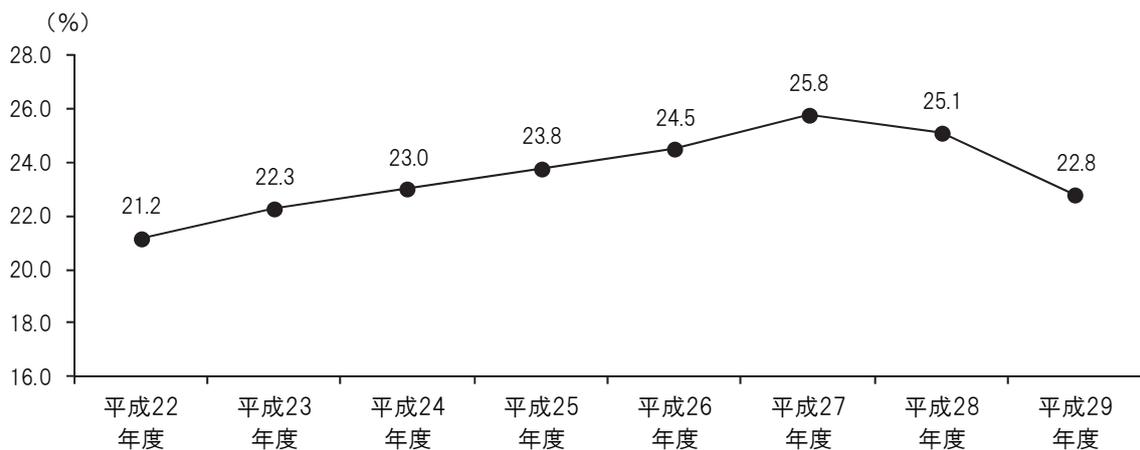
【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月月報）

本市の要介護等認定率は、平成 29 年度で 22.8%となっており、平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度から減少に転じています。

【要介護等認定率の推移】



注：要介護等認定率＝認定者数（第1号＋第2号被保険者）÷第1号被保険者数  
資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月月報）

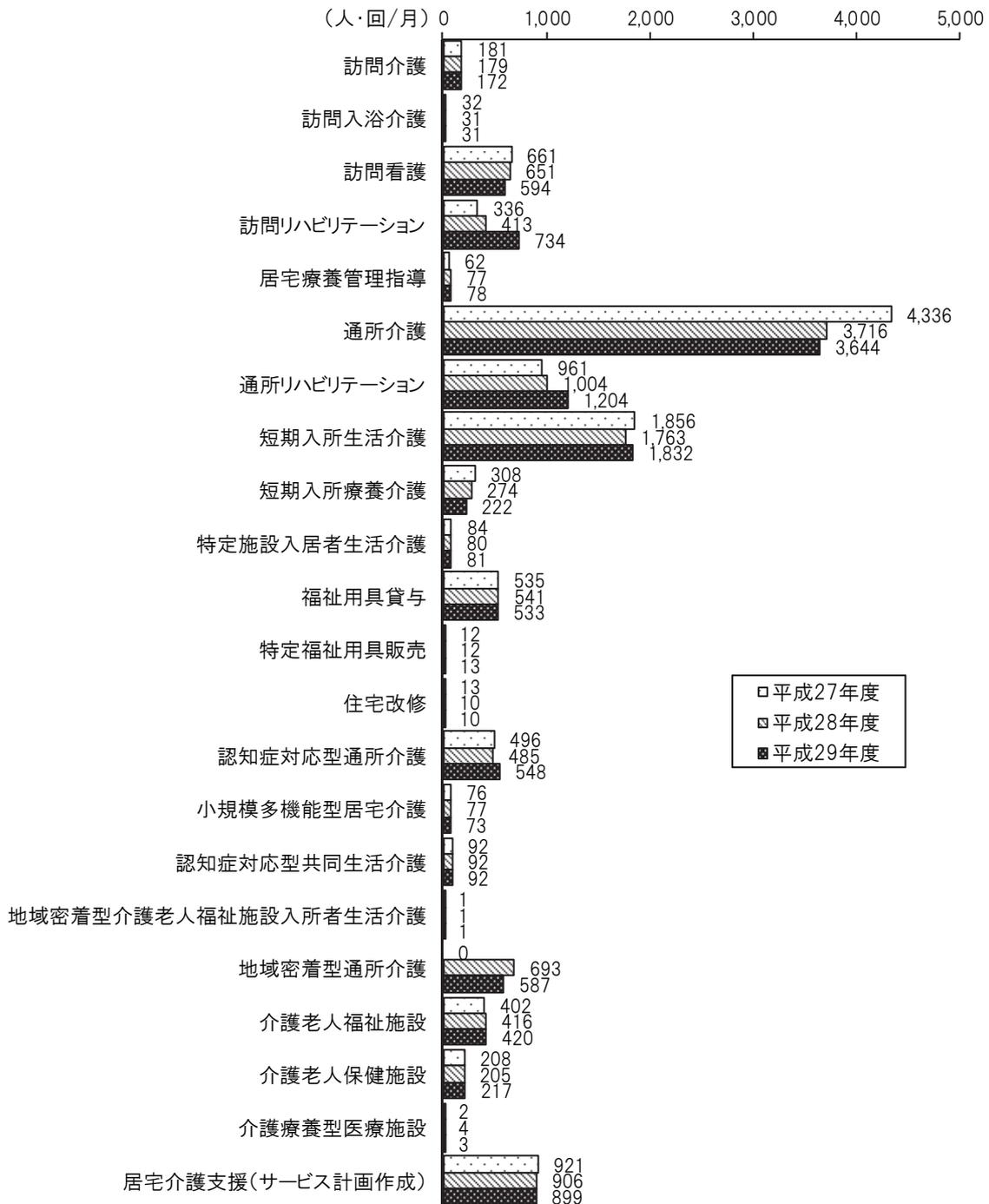
## (2) 介護保険サービス利用状況

### 介護給付

平成27年度及び28年度の実績について、計画値との対比をみると、居宅サービスについては、「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「特定施設入居者生活介護」「特定福祉用具販売」の利用が計画値を上回っています。

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
サービス種類	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	
居宅サービス	訪問介護	人/月	182	181	199	179	217	172
	訪問入浴介護	回/月	21	32	20	31	21	31
	訪問看護	回/月	756	661	799	651	972	594
	訪問リハビリテーション	回/月	241	336	341	413	391	734
	居宅療養管理指導	人/月	51	62	47	77	56	78
	通所介護	回/月	4,294	4,336	2,296	3,716	2,536	3,644
	通所リハビリテーション	回/月	1,125	961	1,309	1,004	1,531	1,204
	短期入所生活介護	日/月	1,818	1,856	2,077	1,763	2,418	1,832
	短期入所療養介護	日/月	547	308	686	274	960	222
	特定施設入居者生活介護	人/月	77	84	77	80	79	81
	福祉用具貸与	人/月	570	535	671	541	787	533
	特定福祉用具販売	人/月	6	12	6	12	7	13
	住宅改修	人/月	61	13	66	10	71	10
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	回/月	360	496	330	485	340	548
	小規模多機能型居宅介護	人/月	63	76	62	77	60	73
	認知症対応型共同生活介護	人/月	87	92	87	92	96	92
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	地域密着型通所介護	回/月	0	0	2,296	693	2,536	587
施設	介護老人福祉施設	人/月	395	402	395	416	395	420
	介護老人保健施設	人/月	213	208	213	205	213	217
	介護療養型医療施設	人/月	2	2	2	4	2	3
居宅介護支援(サービス計画作成)		人/月	921	921	995	906	1,081	899

居宅サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は、平成 28 年度の実績では「通所介護」が最も多く、次いで「短期入所生活介護」「通所リハビリテーション」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」が続いています。「訪問リハビリテーション」や「通所リハビリテーション」などは、前年度（平成 27 年度）から増加傾向にありますが、「訪問看護」などは、減少しています。「通所介護」は、制度改正により、利用定員が 18 人以下の事業所は地域密着型通所介護に移行することになったため、大きく減少しています。



注 1 : 利用者数は、年度合計値を 12 (か月) で除した値 (以下同様)

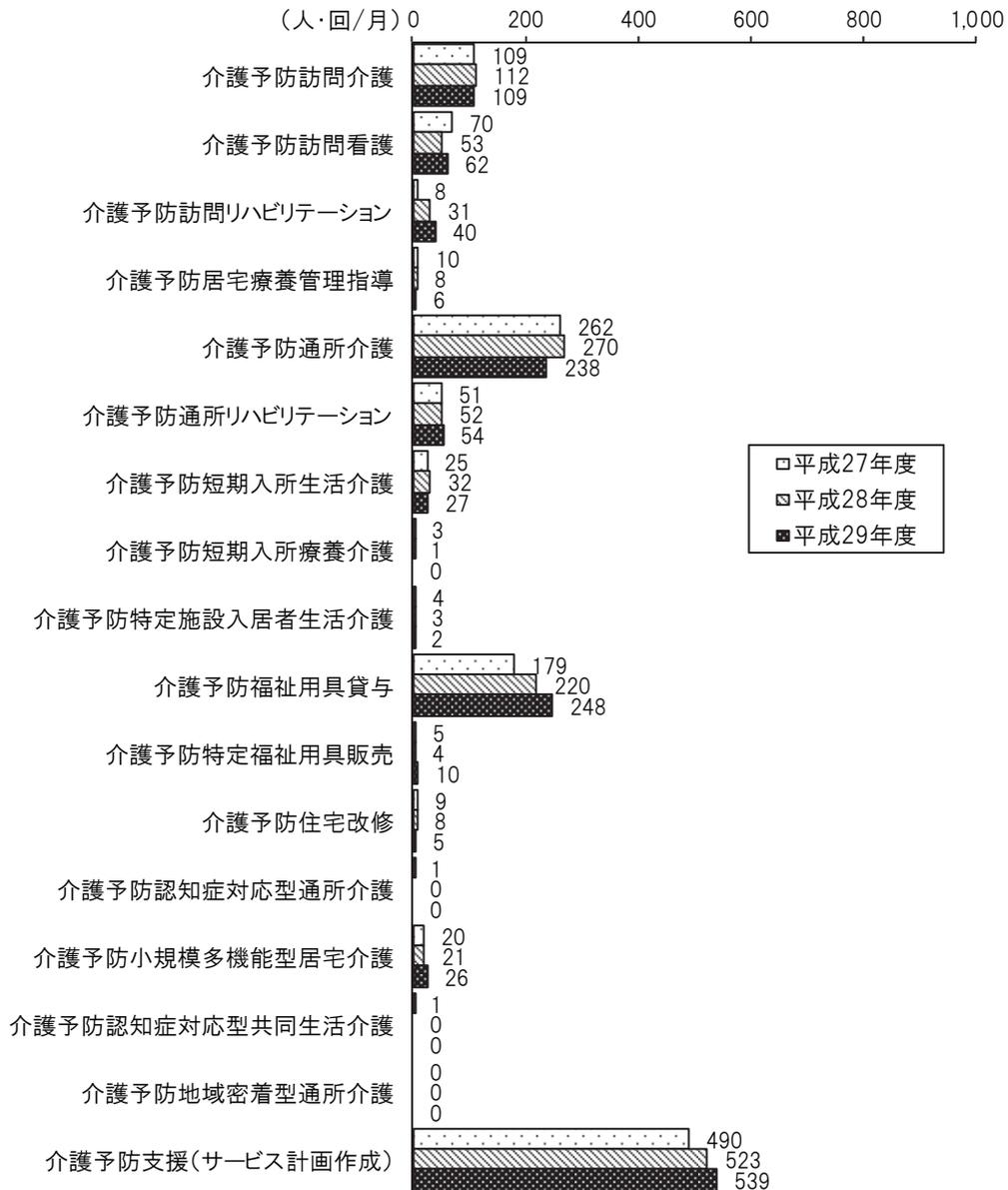
注 2 : 平成 29 年度は見込値

## 介護予防給付

平成 27 年度及び 28 年度の実績について、計画値との対比をみると、「介護予防通所介護」「介護予防福祉用具貸与」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護」の利用が両年度とも計画値を上回っています。

サービス種類		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅サービス	介護予防訪問介護	人/月	114	109	116	112	57	109
	介護予防訪問看護	回/月	178	70	377	53	363	62
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	69	8	73	31	71	40
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	12	10	15	8	15	6
	介護予防通所介護	人/月	208	262	200	270	147	238
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	50	51	55	52	45	54
	介護予防短期入所生活介護	日/月	0	25	0	32	0	27
	介護予防短期入所療養介護	日/月	0	3	0	1	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	8	4	8	3	8	2
	介護予防福祉用具貸与	人/月	150	179	162	220	150	248
	介護予防特定福祉用具販売	人/月	33	5	36	4	33	10
	介護予防住宅改修	人/月	10	9	10	8	8	5
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	人/月	5	1	5	0	4	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	27	20	29	21	26	26
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	3	1	3	0	3	0
	介護予防地域密着型通所介護	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防支援(サービス計画作成)		人/月	366	490	346	523	286	539

介護予防サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は平成28年度の実績では「介護予防通所介護」が最も多く、次いで「介護予防福祉用具貸与」「介護予防訪問介護」が続いています。「介護予防居宅療養管理指導」などは、前年度から減少しています。



注：平成29年度は見込値

### 3 地域包括ケアシステム構築の取組実績

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センター運営方針を定め、事業計画を策定し、円滑かつ効率的な業務運営に努めています。また、介護保険制度の改正に伴う業務量の増大による人員体制を確保するとともに、各種研修会等へ参加し資質向上を図っています。

#### (2) 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進のため、平成 27 年度の介護保険法改正により、地域ケア会議が法制化されました。

本市では、地域ケア会議に求められる①個別課題解決機能 ②ネットワーク構築機能 ③地域課題発見機能 ④地域づくり・資源開発機能 ⑤施策形成機能 を果たすことができるよう、新見市地域ケア会議のフロー図を基に、庁内関係課・社会福祉協議会と協働して地域ケア会議の内容や仕組みの見直しと再構築を行っています。

平成 27 年度は小地域ケア会議（住民の暮らしにより身近な生活圏域において、住民と保健・福祉などの行政担当者、社会福祉協議会などの専門職が地域の福祉課題や、問題解決について話し合う場）説明会を市内全域（33 地区）で開催。平成 29 年 8 月末までに、小地域ケア会議は 25 地区で開催されています。平成 29 年度には、小地域ケア会議の活性化を目的に、開催地区と開催予定地区の住民代表者・関係職員を対象に小地域ケア会議全体会を開催しました。

また、個別ケア会議を開催し、多角的な支援を検討しています。

#### (3) 地域での相談・見守り体制の充実

##### ①高齢者の見守りネットワークの構築

地域住民や事業者、関係機関の連携による、高齢者等の見守りネットワーク構築に取り組んでいます。平成 27 年度から高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）を開始し、平成 29 年 8 月末で協力事業者は 16 事業所となっています。

##### ②独居高齢者安否確認事業

一人暮らし等のため、見守りが必要な高齢者を民生委員・児童委員や福祉委員等が定期的に訪問し、安否確認を行うとともに、孤立の解消を図っています。また、必要な場合は関係機関へ情報を提供し、対応につなげています。

#### **(4) 自助・互助・共助・公助の強化**

平成27年度は、自らの老いへの備えを学ぶことや、これからの生き方を考える「シルバーライフ講座」を開催し、「自助力」の強化を促しました。また、平成28年度からは、ふれあい・助け合いのできる地域づくりを目指した「いきいきふれあいサポート講座」を開催することで、地域で「互助」について考える場を持ちました。「公助力」については、「自助」「共助」を促進していくために、小地域ケア会議の推進と取組を促すための働きかけを、本市と社会福祉協議会が連携を図りながら行っています。また、「共助」を促進するためのNPO法人等の設立支援事業等の新たなサービスを創設しています。

#### **(5) 高齢者の権利擁護の推進**

高齢者に対する虐待の防止と権利擁護を行うとともに、養護者に対する支援を行うなど、高齢者虐待防止アドバイザーの協力を受け、新見市高齢者虐待防止・対応マニュアルに沿って迅速で的確な対応に努めています。

虐待防止の取組として、講演会の開催や介護保険事業所への虐待防止・対応についての説明を行っています。また、成年後見制度について市長申し立てを行うとともに、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の活用による、高齢者の権利擁護に努めています。

## 4 在宅医療・介護連携の実績

### (1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、保健・医療・福祉関係者が連携し、継続的かつ一体的な支援が必要です。本市では、新見医師会を中心とし、「新見地域在宅医療支援システム研究会」や「新見地域医療ネットワーク」、在宅医療連携拠点事業などを通じて、関係機関や多職種が集まり、医療と介護の連携強化のための取組を他地域に先駆けて進めてきました。

平成28年度からは、在宅医療・介護連携推進事業として、以下の8項目を新見医師会や関係機関とともに実施しています。

#### ①地域の医療・介護の資源の把握

「在宅医療・介護連携ガイド」を作成し、医療機関や介護サービス事業所、行政関係各署に配布し住民へのサービス提供の検討等に活用しています。

#### ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

平成28年度から在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療・介護連携における課題や取組について協議するとともに、保健・医療・介護の実務者で組織している新見地域医療ネットワークから現場の意見や提言に基づいて進めています。

#### ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

「医療・介護れんらく帳」を作成し、保険証やお薬手帳と一緒に携帯する手帳カバーとともに、在宅サービスを利用している要支援・要介護者を中心に配布しています。

#### ④医療・介護関係者の情報共有の支援

「医療・介護れんらく帳」、新見版情報共有書を活用することで、タイムリーな医療・介護の情報共有を目指しています。またICTを活用したZ連携を進めています。

#### ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

相談支援の拠点として、新見医師会に在宅医療・介護連携支援センターまんさくを設置しています。新見地域入退院支援ルールの手引きの作成のほか、広域連携の手段としてZ連携と連動した遠隔テレビ会議を推進しています。

#### ⑥医療・介護関係者の研修

新見医師会が中心となり、医療・介護従事者人材育成研修会・多職種連携会議を開催しています。

また、新見公立大学や新見市地域医療ミーティング推進協議会が岡山大学と連携し、実際の医療現場を想定したシミュレーショントレーニングやサテライト講座などによりスキルアップを図っています。

**⑦地域住民への普及啓発**

市民講演会や研修会の開催、行政放送を活用した番組制作を行い、普及啓発を行っています。

**⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携**

倉敷市が中心となり、高梁川流域の関係市で情報交換や研修等を実施しています。

## 5 認知症対策の実績

### (1) 認知症予防・ケア対策の推進

#### ① 認知症の早期診断・早期対応

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症疾患医療センターの専門医の協力を得て、早期診断・早期対応に向けた支援に取り組んでいます。

#### ② 認知症の予防

市内の各地域で開催されているサロン等で認知症に関する知識の普及やiPad教室を開催しています。また、運動についても認知症予防に効果があると言われており、市内87箇所のサロンにおいて（平成29年9月末時点）、毎回体操を行っています。

### (2) 認知症の人やその家族への支援の推進

#### ① 相談窓口の周知・体制整備

平成27年度、「認知症になっても安心リーフレット」を作成し、平成28年度、多職種連携会議・民生委員会・認知症サポーター養成講座等で配布。医療機関や介護サービス事業者等に活用依頼し、認知症に関する相談窓口は、地域包括支援センターであることをPRしています。また、新見医師会と連携し、地方新聞への認知症の特集記事の掲載を行っています。

#### ② 家族の負担軽減

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場として「認知症カフェ」を市内2箇所で開催しています。住民同士の交流を通じて、認知症への理解を深めることや、悩みを相談することで家族の介護負担の軽減につながるとともに、認知症の人の交流の場となっています。

#### ③ 認知症ケアパスの普及

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのかを早めに理解するため、発病から、その進行状態に応じた医療や介護のサービス提供の流れを示した認知症ケアパスの普及に努めています。

### (3) 地域で見守る体制の構築

市民を対象にした認知症講演会、予防講座の開催や「認知症安心ガイドブック」(平成26年度作成)・「認知症になっても安心リーフレット」の配布を通じ、認知症についての正しい知識の普及を行いました。また、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて、認知症サポーター養成講座を開催し、地域の理解者の育成を行っています。また、認知症サポーター養成講座の講師役である認知症キャラバン・メイトは83名(平成29年9月末現在)になっており、平成27年度から年1回認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、意見交換等を行っています。

(単位:人、件、箇所)

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
認知症サポーター養成	サポーター数(累計)	3,842	4,196	4,400
	キャラバン・メイト数	76	80	83
認知症初期集中支援チーム	新規対応件数	18	7	7
認知症カフェ	開設数	2	2	2

## 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実績

### (1) 介護予防事業の推進

#### ①一次予防事業（平成29年度より名称：一般介護予防事業）

##### 介護予防普及啓発事業

保健師、栄養士を中心に健康相談・教育を実施するとともに、市の広報紙や行政放送を活用した生活習慣病及び介護予防、その他健康に関する知識の普及を図っています。また、高齢者の健康意識の向上と健康づくりの自主的な取組を促し、健康寿命の延伸を目指しています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
健康教育等開催回数	254回	263回	276回	298回	285回	290回
参加者数	4,280人	4,382人	4,500人	4,373人	4,550人	4,500人

##### 地域介護予防活動支援事業

各地区における健康教室や運動指導、また介護予防事業やサロンを活用した介護予防の取組を強化していきます。さらに、運動ふれあい地域づくり支援事業の実施により、個人及び地域における運動の習慣化、集いの場づくり、地域同士の交流や生きがいつくりを目指すことで、地域ぐるみで健康のレベルアップを図るとともに、孤立化や閉じこもり予防を行っています。また民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会、福祉委員等と連携し、独居や閉じこもりがちな高齢者への介護予防の普及啓発や、サロン等の集まりの少ない地区で健康教室を実施しています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
介護予防教室開催回数	802回	863回	813回	938回	958回	960回
延参加者数	9,765人	10,064人	9,865人	11,086人	10,855人	10,900人

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

平成 29 年度から、要支援の人に対するサービスのうち、訪問介護と通所介護を総合事業に移行し、これらの事業に加え本市独自の基準によるサービスを、要支援認定を受けた人又は基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に行っています。

介護予防・生活支援サービス事業	内 容	利用者数(人)	
		平成 29 年度	
		目標値	見込値
訪問型サービス	・介護予防訪問介護と同程度のサービス ・市の基準によるサービス ・住民主体サービス	120	120
通所型サービス	・介護予防通所介護と同程度のサービス ・市の基準によるサービス ・短期集中サービス	320	310
その他の生活支援サービス	配食・見守り等	体制整備を行う	-
介護予防ケアマネジメント	総合事業利用者に対する計画作成	-	250

## (3) 生活支援サービスの体制整備

平成 28 年度から商工会議所、商工会、協同組合、農協、シルバー人材センター、NPO、社会福祉協議会を構成員とする生活支援サービスを担う事業主体である第 1 層の協議体を設置しています。

生活支援コーディネーターとして、第 1 層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、地域包括支援センターと連携しながら活動しており、高齢者等が活用できる民間サービスをとりまとめた「にいま暮らしを支えるサービス一覧表」を作成し情報提供を行っています。

生活支援コーディネーター、協議体は市全体を対象とした第 1 層と生活圏域を対象とした第 2 層を設置することとなっていますが、第 2 層は未設置となっています。

## 7 高齢者福祉サービスの実績

### (1) 在宅福祉サービス

#### ①緊急通報システム事業

高齢者等の日常生活における不安感の解消及び急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図るため、告知放送機器を活用した緊急通報体制を構築するとともに、普及に努めています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
新規設置件数	25 件	28 件	25 件	14 件	25 件	15 件

#### ②日常生活用具給付事業

介護保険の要介護認定で自立と認定されながらも、生活に支援を要する高齢者に対し、歩行支援用具や入浴補助用具、腰掛け便座の給付を行うとともに、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者に対し、電磁調理器の給付を行い、在宅での自立した生活を支援しています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
件数	3 件	0 件	3 件	2 件	3 件	2 件

#### ③ふれあい送迎事業（外出支援サービス事業）

路線バス及び市営バスのバス停から遠い地域の市民に対して、通院等を支援するためふれあい送迎事業に取り組んでいます。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
利用者数	2,000 人	1,792 人	2,000 人	1,638 人	2,000 人	1,600 人

#### ④消費者被害の防止

民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会などの家庭訪問時に、消費者被害に遭っていないか見守りを行い問題解決に努めるとともに、最近の被害等の情報提供も行っていきます。また、被害の相談については、県消費生活センターと連携しながら行っていきます。

#### ⑤火災予防対策

消防職員や消防団員による火災予防啓発活動を実施しています。また、各関係機関と連携し、住宅用火災警報器の点検や本体の交換について、周知や指導を行うよう取り組んでいます。

## ⑥災害時避難支援体制の構築

災害時に自力で避難することができない高齢者等を、要援護者として台帳に登録し、必要に応じて民生委員・児童委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と情報を共有しながら、災害時の避難活動に役立てています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
台帳登録者数	2,700 人	2,307 人	2,800 人	1,960 人	2,900 人	1,800 人

## ⑦介護用品給付事業

要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、介護用品を給付しています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
給付対象者数	55 人	55 人	57 人	50 人	57 人	45 人

## ⑧家族介護慰労事業

市民税非課税世帯に属する高齢者で要介護4または5でありながら、過去1年間介護保険サービスを受けなかった高齢者を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給しています。

## ⑨介護手当

要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、介護手当を支給しています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
給付対象者数	270 人	232 人	275 人	217 人	280 人	220 人

## (2) 高齢者の住まいの確保

### ①適切な住宅改修の促進

バリアフリー住宅など高齢者が暮らしやすい住宅に関する知識の普及を図るとともに、住宅改修が安全に暮らすための適切な工事となるよう、利用者、介護支援専門員、工事業者、行政間での連携に取り組んでいます。

### ②住宅改造費用の助成（高齢者等住宅改造助成事業）

高齢者等が住み慣れた住宅で、安全な生活を送れるように住宅改造費の一部を助成し、本人の自立や介護者の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅で生活しやすい環境整備を図っています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
補助件数	40 件	36 件	42 件	27 件	45 件	23 件

### ③福祉のまちづくりの推進

高齢者など心身機能の低下した人が、住み慣れた地域において自立し、積極的な社会参加ができるよう、道路環境の整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進しています。

### ④養護老人ホーム（措置事業）

65 歳以上の環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者に、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

### ⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）

心身機能の低下や高齢などにより、独立して生活することに不安がある高齢者が利用する軽費老人ホーム（ケアハウス）を設置し、入浴、食事、生活相談等日常生活の支援を行っています。

### ⑥その他のひとりぐらし高齢者等の住宅支援

身体機能の低下や高齢により独立した生活に不安がある高齢者が、健康で明るい生活を送れるよう、また、社会的に孤立せず生きがいをもって健康で生活できるよう、高齢者生活福祉センター運営事業及びひとりぐらし老人等共同生活住宅の運営を実施しています。

## 8 生きがいづくり・社会参加支援に関する実績

### (1) 生きがい活動への支援

#### ①生涯学習活動の情報提供

市の広報紙や公民館便り、行政放送、報道機関への情報連絡などを利用して、各地域の公民館等で開催される様々な生涯学習活動の情報提供を行っています。

#### ②生涯学習活動への支援

公民館等の改修等、拠点施設を整備するとともに、各地域での生涯学習活動を支援しています。

#### ③スポーツ・レクリエーション活動の充実

各種ニュースポーツの普及、シニアのチームづくりやシニア大会開催の支援等、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めています。また、専門ガイドの案内により、血圧や脈拍、体表面温度を測定・調整しながら、無理なく楽しく、定期的に行う「クアオルト健康ウォーキング」に取り組んでいます。

#### ④世代間の交流

高齢者が喜びや生きがいを感じられ、また高齢者が長年培ってきた知識や技能に子どもが触れられる貴重な機会である世代間交流事業を推進しています。

#### ⑤老人憩いの家の運営

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場として、老人憩いの家を活用しています。

#### ⑥敬老事業

地域で敬老会を主催する団体に助成することにより、高齢者の社会参加を推進するとともに、長寿祝い金を贈呈して敬老の意を表し、長寿をお祝いしています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
対象者数(敬老事業)	8,000 人	6,909 人	7,800 人	5,168 人	7,500 人	7,698 人
対象者数(米寿)	370 人	350 人	370 人	373 人	370 人	318 人

## (2) 社会参加活動の推進

### ① 高齢者の勤労支援

高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現に役割を果たしているシルバー人材センターの運営を支援しています。

### ② 老人クラブへの支援

明るい長寿社会を目指して、老人クラブが行う健康づくり活動、友愛活動、奉仕活動を支援しています。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
老人クラブ	クラブ数	92 クラブ	90 クラブ	92 クラブ	87 クラブ	92 クラブ	88 クラブ
	人数	6,900 人	6,412 人	6,900 人	6,183 人	6,900 人	6,137 人

### ③ 高齢者ボランティアの育成

社会福祉協議会、福祉ボランティア団体、公民館などと連携しながら、高齢者のボランティアに対する意識の高揚を図り、参加しやすい環境づくりを推進しています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
ふれあいいいきサロン	68 サロン	79 サロン	69 サロン	81 サロン	70 サロン	83 サロン
ミニデイサービス	11 サロン	11 サロン	11 サロン	11 サロン	11 サロン	
栄養改善協議会介護ボランティア	1 サロン	1 サロン	1 サロン	1 サロン	1 サロン	
介護予防ボランティアの会	7 教室	7 教室	7 教室	7 教室	7 教室	

注：平成 29 年度は、7 月末現在

## 9 健康づくり事業の実績

### (1) 生活習慣病予防

#### ① 特定健康診査

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施しています。また、平成29年度から20歳以上50歳未満の国民健康保険加入者を対象に、健康診査・特定健康診査自己負担額無料化を実施し、若年からの健康意識向上を図っています。さらに健診受診環境整備、制度周知の強化、未受診者への受診勧奨など、健診機関、愛育委員会との連携により、受診率の向上に努めています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
受診率	50.0%	37.5%	55.0%	37.7%	60.0%	-

#### ② 特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人を対象に、特定保健指導を実施しています。また、さらなる特定保健指導の利用環境整備や制度周知に取り組むとともに、実施機関との連携を深め、利用率の向上に努めています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
利用率	50.0%	25.1%	55.0%	19.6%	60.0%	-

#### ③ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険加入者を対象に、健康診査を実施しています。また、健康診査の受診環境整備や制度周知の強化に取り組んでいます。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
受診率	30.0%	18.7%	35.0%	18.4%	40.0%	-

#### ④国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者を対象に、短期人間ドック、脳ドック、婦人科検診、前立腺検査の検査費用を助成し、ドックを受けやすい体制を整え、対象者の健康保持増進を図っています。また、市の広報紙、行政放送等を通じて周知を図り、自己健康管理に関する意識啓発に努めています。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
受診者数	国保	770 人	772 人	780 人	794 人	800 人	900 人
	後期	440 人	477 人	445 人	526 人	450 人	600 人

#### ⑤がん検診

がんの予防及び早期発見のため、愛育委員会と連携して、検診受診率の向上に努めています。

(単位:%)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
検診受診率	胃がん	18.5	19.5	19.0	20.2	19.5	20.4
	結核肺がん	35.7	34.4	36.2	36.3	36.7	33.5
	乳がん	24.8	26.9	25.3	26.8	25.8	25.6
	子宮頸がん	19.1	20.0	19.6	19.7	20.1	21.8
	大腸がん	34.5	34.4	35.0	34.8	35.5	32.5
	前立腺がん	28.2	26.6	28.7	27.3	29.2	27.5

#### ⑥健康教育・健康相談

多様な年齢層が生活習慣の見直しや改善ができるよう、あらゆる機会をとらえて地域で健康教育・健康相談を実施しています。また「おでかけ健康教室」では、各団体や職場等が利用しやすい内容へ充実させるとともに、広報の強化及び参加者の増加に努めています。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
健康教育	回数	190 回	270 回	200 回	344 回	210 回	350 回
	参加延人数	4,300 人	4,950 人	4,400 人	5,125 人	4,500 人	5,200 人
健康相談	回数	45 回	12 回	50 回	14 回	55 回	15 回
	参加延人数	280 人	178 人	290 人	182 人	300 人	180 人

## (2) 健康維持・増進

### ①健康増進計画の推進

健康づくり連絡会等を通じて、ライフステージごとの健康課題や目標等を共有しながら、「第2次健康増進計画」を策定し、市民と共に地域ぐるみで健康づくりを考え、協力して実践できるような仕組みづくりを推進しています。

また、介護予防の観点から、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合を図りながら「健康増進・介護予防」に重点を置いた健康づくりを推進しています。

### ②いきいき健康アップ支援事業

市民自らが運動習慣を身につけ、元気で豊かな生活を送ることができるよう、専門の指導者による「健康づくり教室」の実施を継続して行っています。健康増進施設「げんき広場にいみ」を利用した健康教室を行う「広域版」と、公民館等で高齢者の介護予防を目的に行う「地域版」を実施するなど、事業内容や開催時間等を工夫しながら多種多様なメニューで多くの市民の参加を促し、一層の健康増進や介護予防を推進しています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
広域版(参加延人数)	200 人	290 人	250 人	207 人	300 人	250 人
地域版(実施団体数)	22 団体	22 団体	23 団体	23 団体	24 団体	23 団体

### ③高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種

高齢者を対象に発病及び重症化予防を目的としたインフルエンザと肺炎球菌予防接種の助成を行います。一人でも多くの高齢者に予防接種を受けてもらえるよう、広報等の啓発活動に努めています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
インフルエンザ接種率	60.0%	56.8%	65.0%	58.3%	70.0%	58.0%
肺炎球菌接種率	14.0%	13.5%	15.0%	19.5%	16.0%	19.0%

### ④健康づくり連絡会の開催

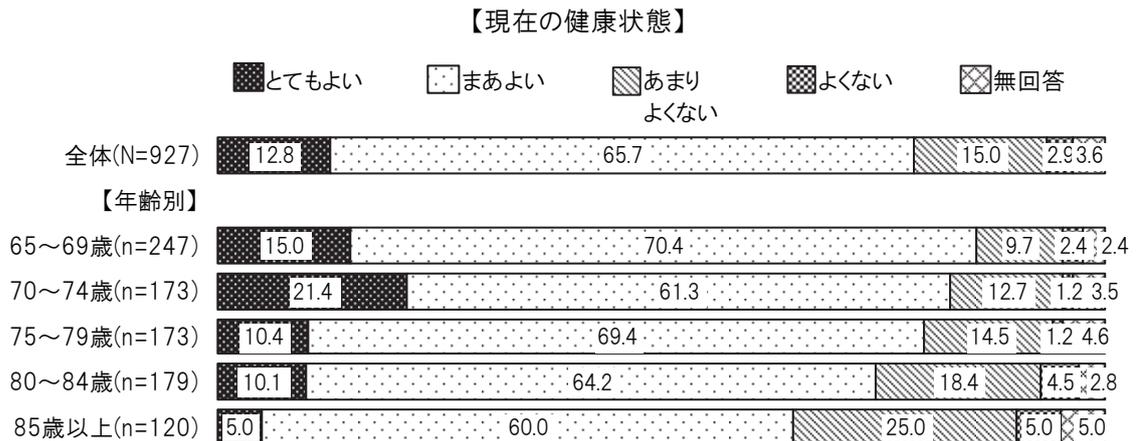
健康づくり連絡会を開催し、地域ぐるみで組織的に健康づくりを進めていく体制を整備しています。本市の健康づくりについて考える意識の醸成を図るとともに、地域の健康課題の解決に向けた健康づくり活動を推進しています。

## 10 アンケート結果からみた現状

### 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

#### (1) 健康状態や介護の状況について

現在の健康状態については、大半が「良い」と回答していますが、年齢が上がるほどその割合は下がる傾向にあり、特に85歳以上では「良くない」と回答した人が4人に1人以上となっています。

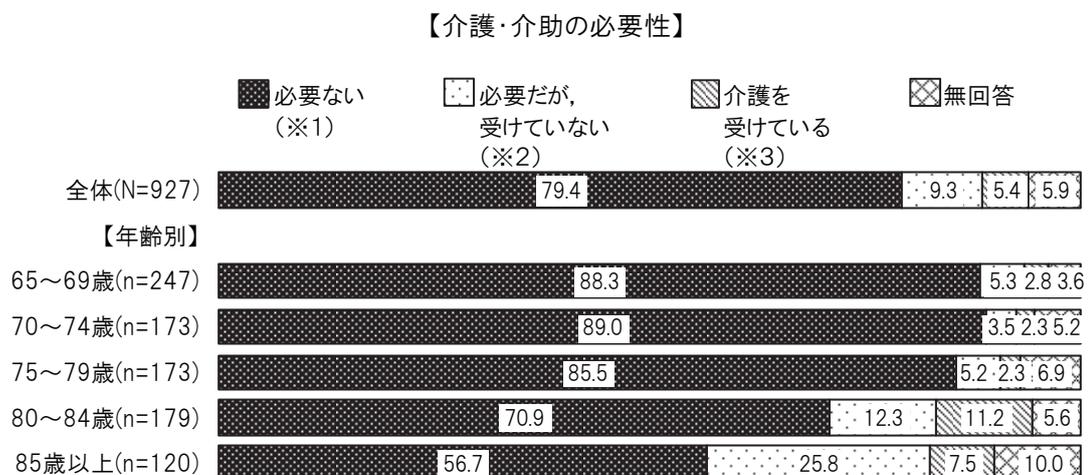


注1: 単位は%。集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

注2: 2つ以上の回答を可能とした複数回答設問の場合、その回答比率の合計は100%にならない場合があります。

注3: 図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記しています。(以下同様)

介護・介助の必要性については、年齢が上がるほど介護が必要となる割合が高い傾向にあり、特に80歳を超えると急速に介護・介助の必要度が高まります。85歳以上で何らかの介護・介助が必要又は受けている人は、合計で3割以上を占めています。



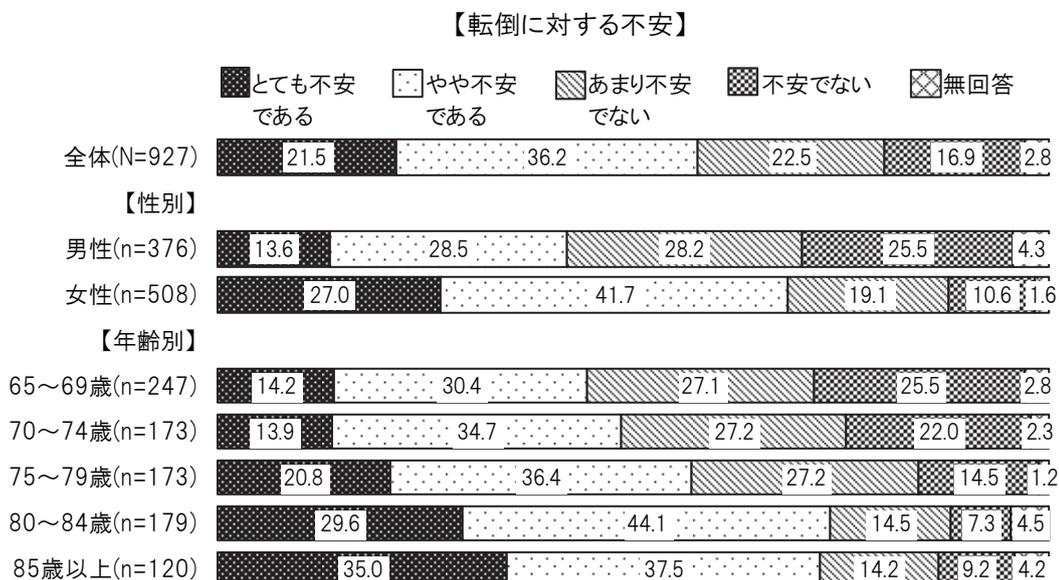
※1 介護・介助は必要ない

※2 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない

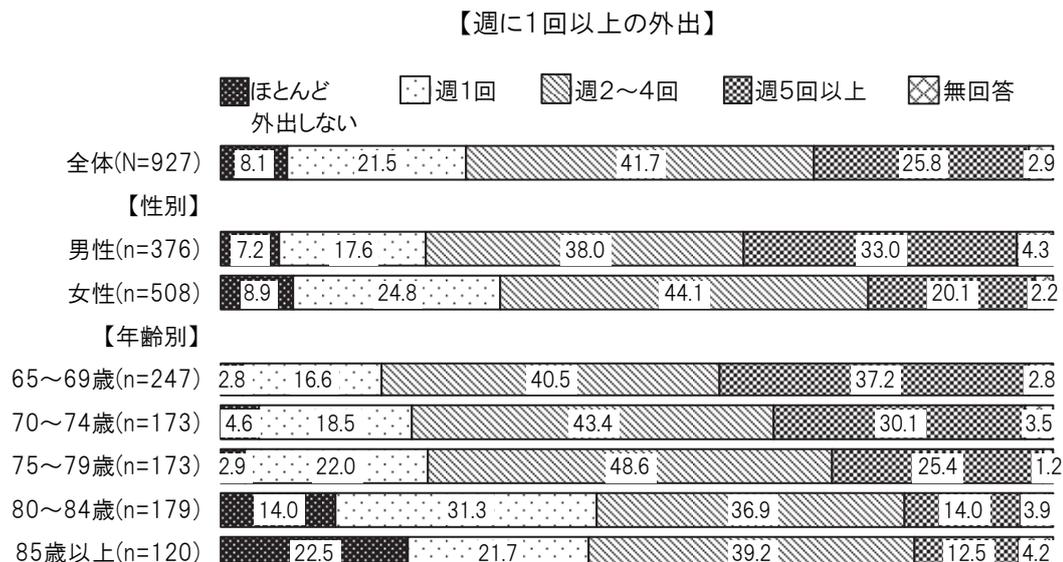
※3 現在、何らかの介護を受けている

## (2) 身体状況等について

過去1年間に転んだ経験については、およそ3人に1人が「ある」と回答しており、過半数の高齢者が転倒に対して不安感を示しています。特に、不安を持つ人は女性に多く、また年齢が上がるほど増える傾向にあります。



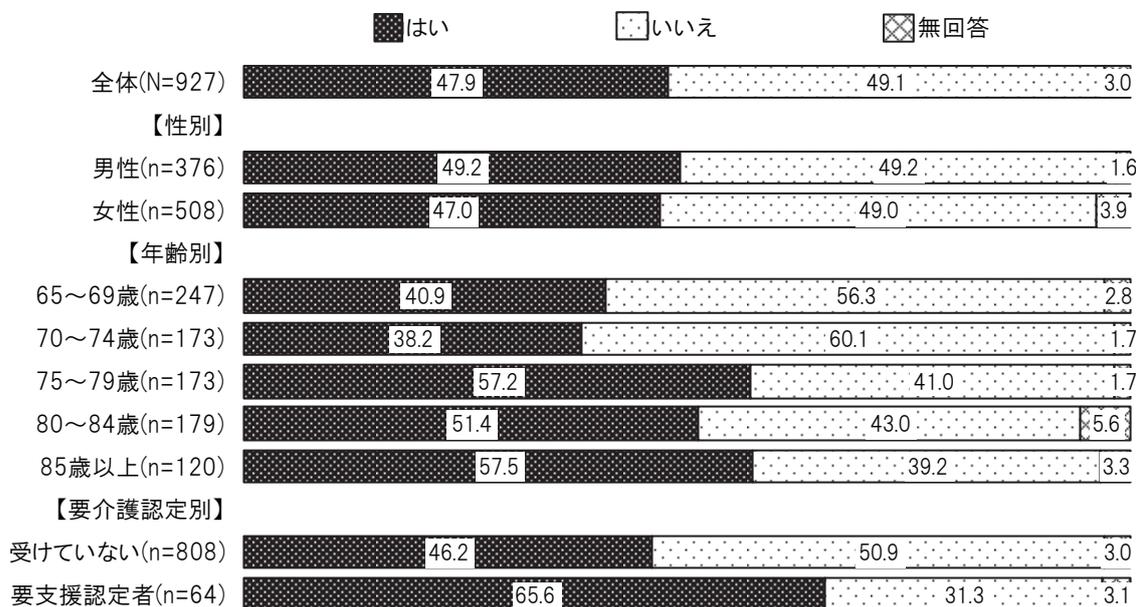
週に1回以上の外出については、全体の約9割が「週1回以上外出している」と回答していますが、男性に比べ女性はその頻度が少なく、また年齢が上がるほど「ほとんど外出しない」人が増える傾向にあります。



### (3) 認知症について

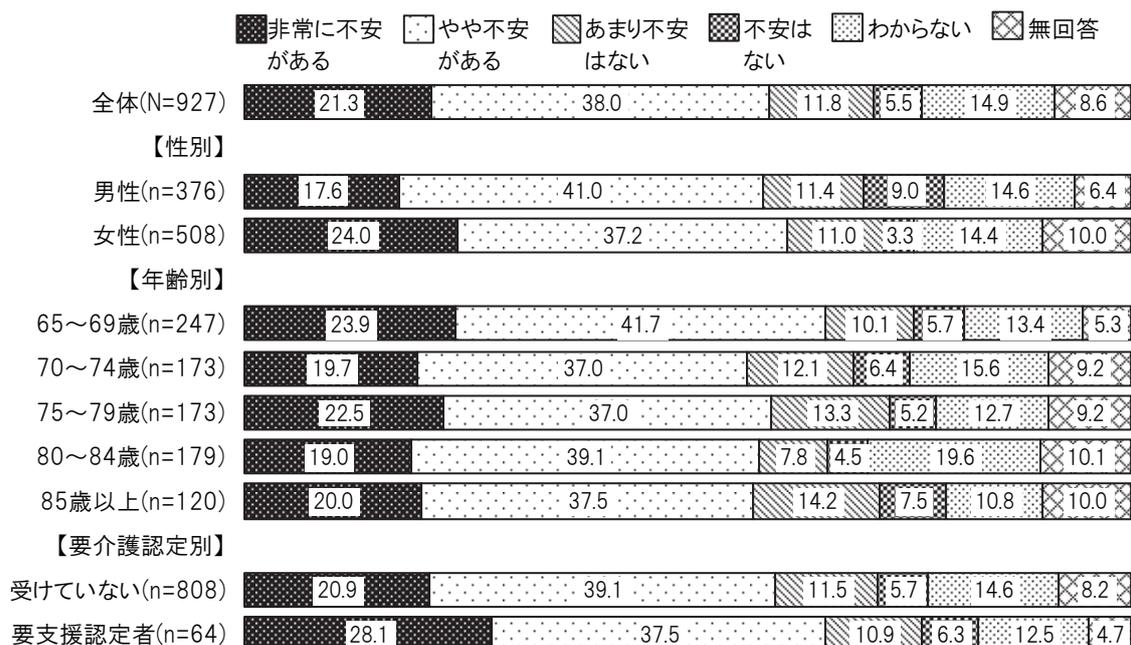
物忘れについては、「はい（多いと感じる）」は半数近くみられます。

【物忘れの割合】

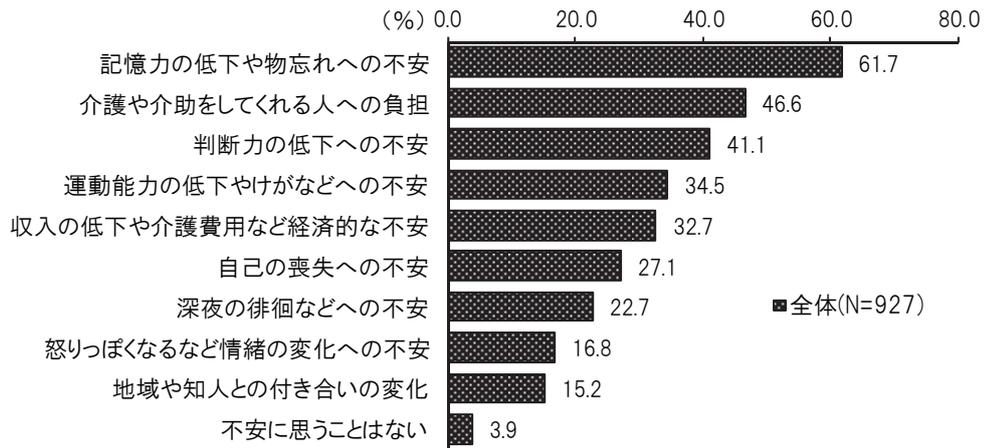


認知症に対する不安については、約6割が「不安がある」と回答しており、「記憶力の低下や物忘れへの不安」をはじめ、「介護や介助をしてくれる人への負担」「判断力の低下への不安」「運動能力の低下やけがなどへの不安」「収入の低下や介護費用など経済的な不安」といった点に、不安を感じている人が多くみられます。

【認知症に対する不安】



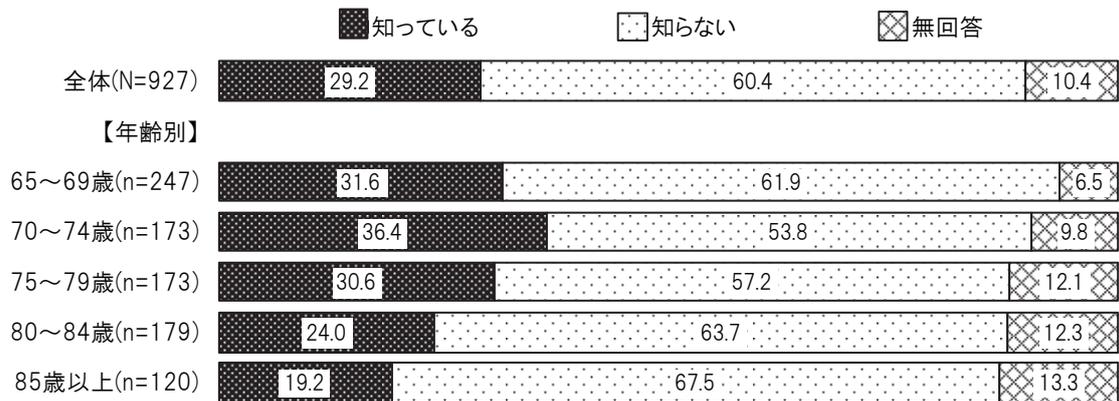
【認知症に対する不安な点】



※図表によっては「その他」や「無回答」を省略している場合がある。(以下同様)

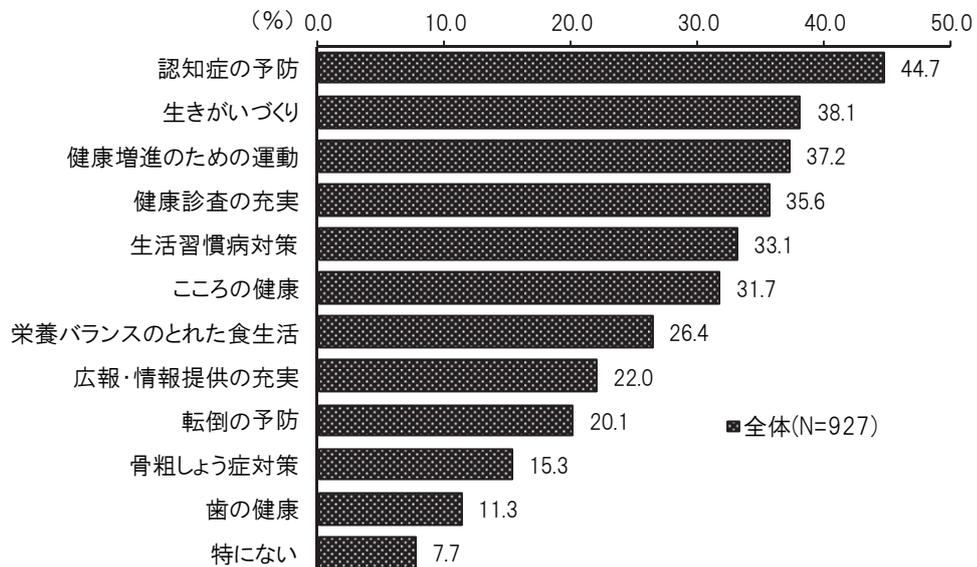
認知症サポーターについては、3割が「知っている」と回答しております。

【認知症サポーターの認知率】



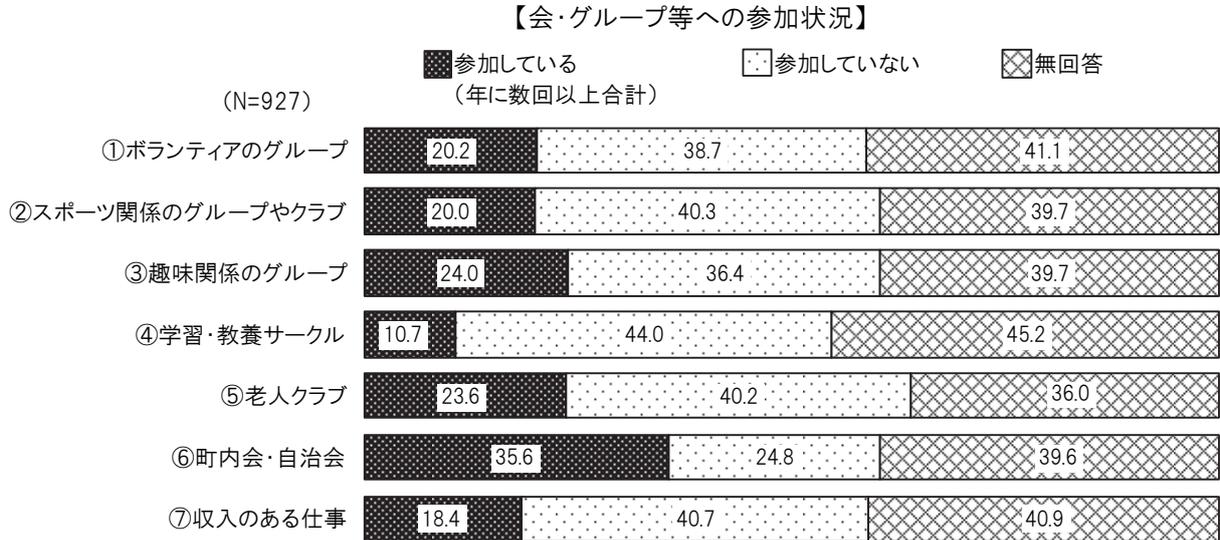
介護予防として、市が力を入れるべきことについては「認知症の予防」が最も多く求められています。

【介護予防として市が力を入れるべきこと】

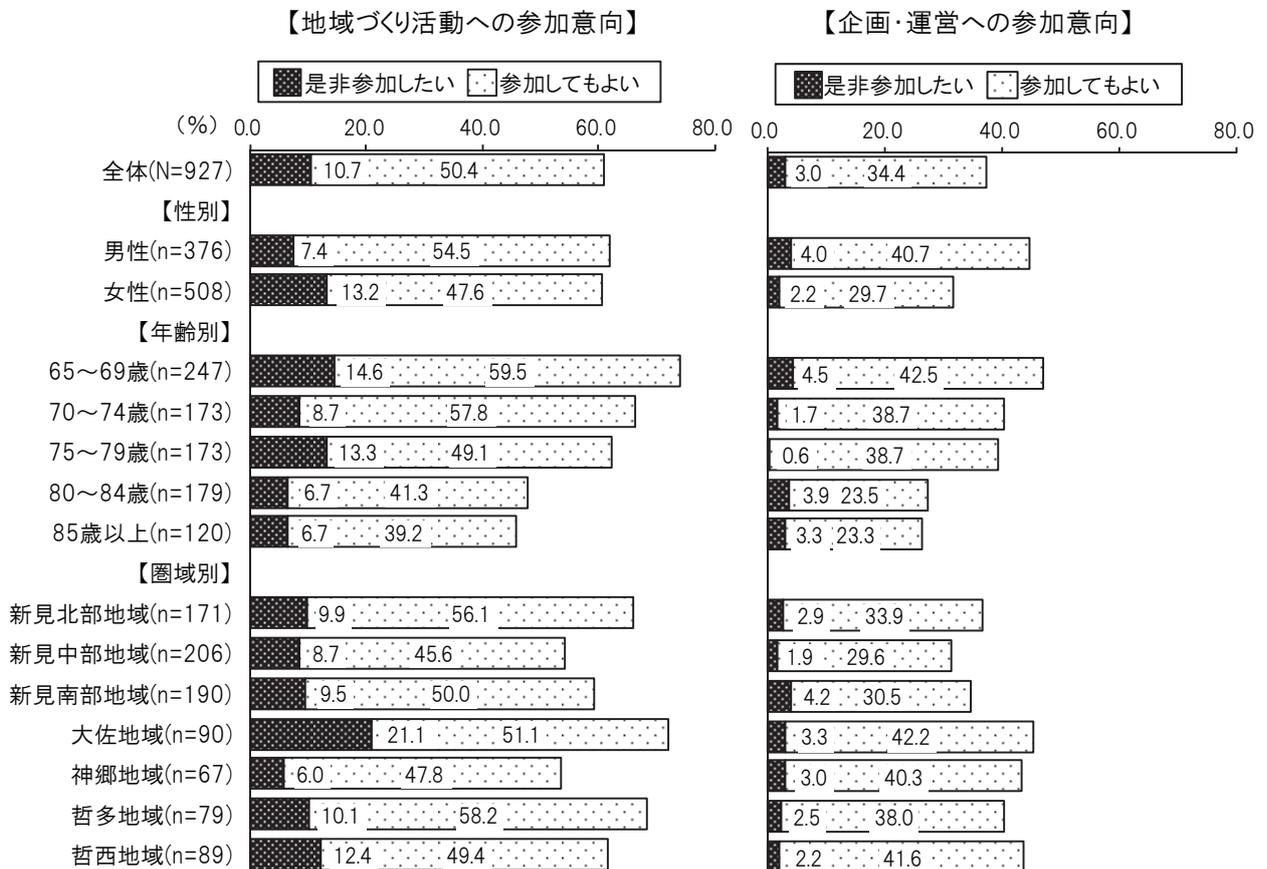


#### (4) 地域とのつながり等について

会・グループ等への参加状況については、3割以上の方が参加している「町内会・自治会」をはじめ、「趣味関係のグループ」「老人クラブ」「ボランティア」へは、およそ4人に1人の人が参加しています。



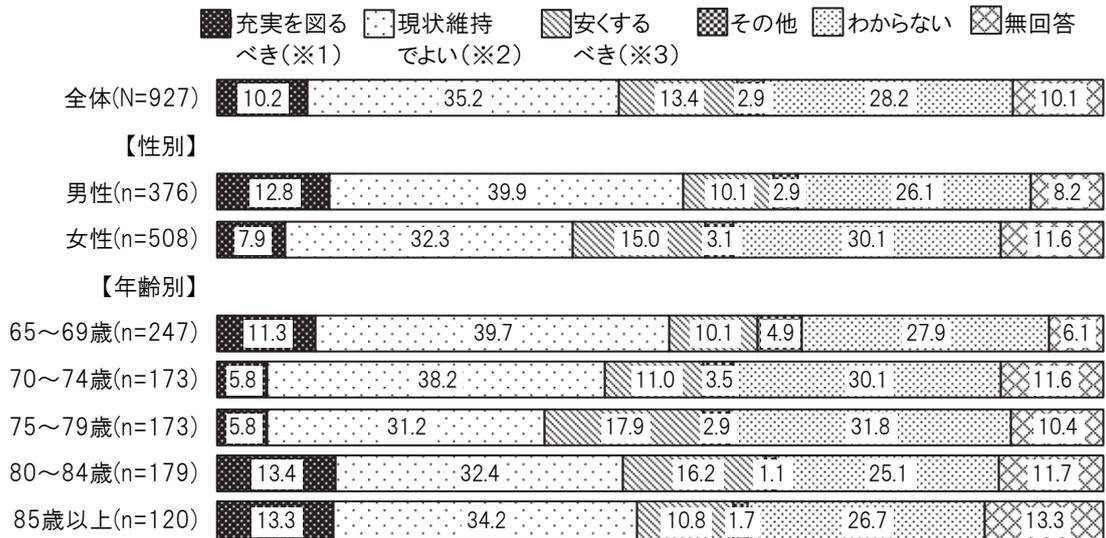
地域づくり活動へは6割以上(61.1%)が参加意向を示し、その企画・運営については3割(37.4%)の人が参加意向を示しています。企画・運営参加意向は、特に男性や60～70歳代前半の比較的若い年齢層で多くみられます。



## (5) 今後の意向と市への期待について

介護保険料と介護サービスのあり方については、「保険料もサービス水準も現状維持でよい」が4割近くを占め最も多く、次いで「介護サービスの水準を落として保険料を安くするべきである」が続いていますが、「わからない」という回答も3割近くみられます。

【介護保険料と介護サービスのあり方】



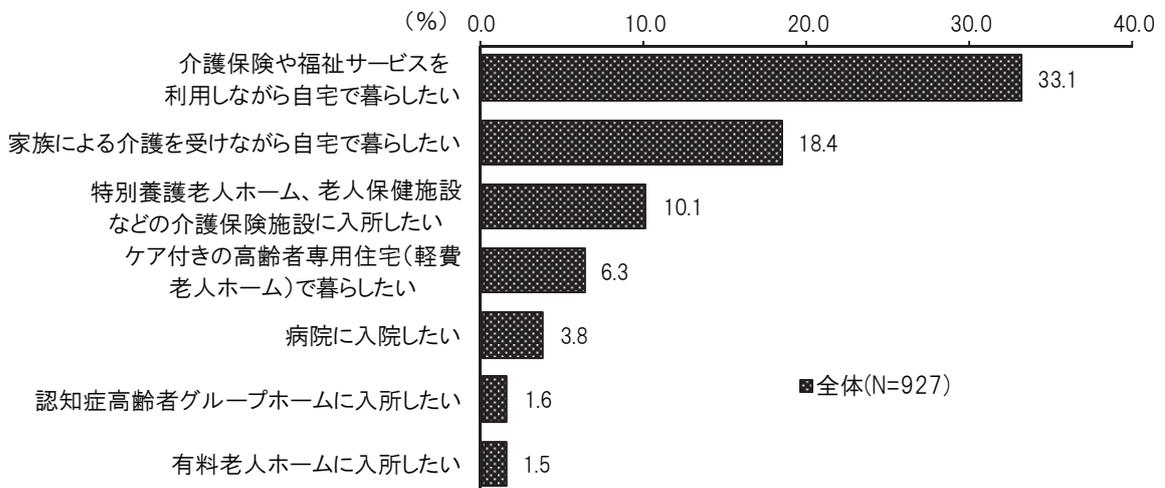
※1 保険料が高くなってもよいから、介護サービスの充実を図るべきである

※2 保険料もサービス水準も現状維持でよい

※3 介護サービスの水準を落として保険料を安くするべきである

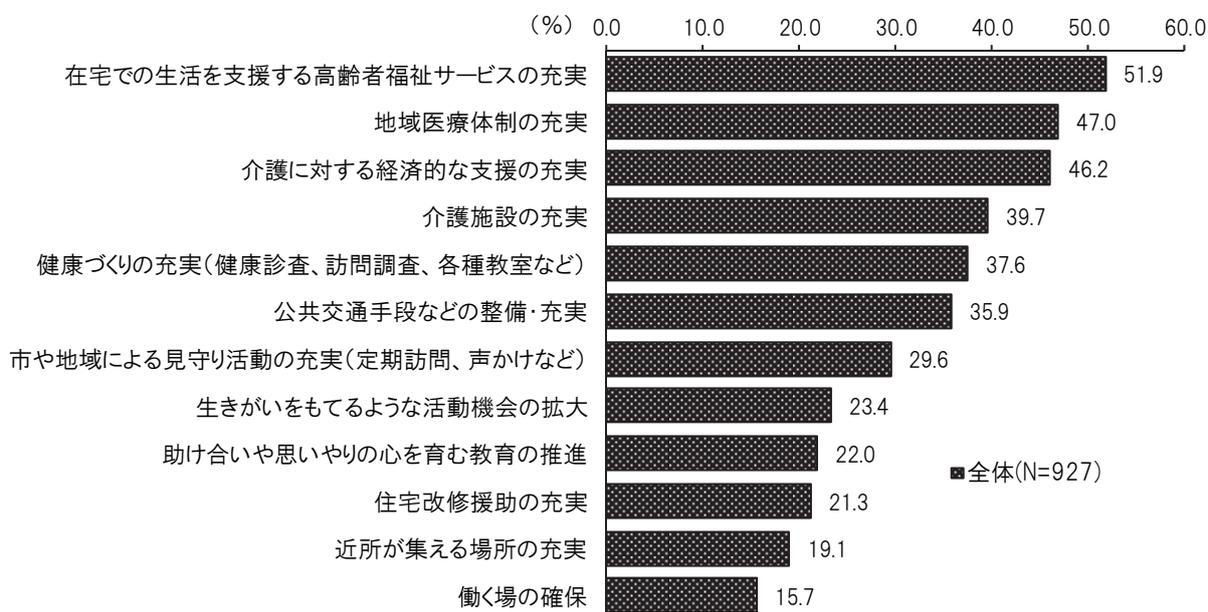
介護が必要となった場合については、「介護保険や福祉サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」が3割以上と最も多く、次いで「家族による介護を受けながら自宅で暮らしたい」が続き、大半の人が「自宅での生活」を希望しています。しかし、「特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」人も一定程度みられます。

【介護が必要となった場合】



今後、行政に期待することについては、「在宅での生活を支援する高齢者福祉サービスの充実」が半数以上と最も多く回答されており、その他「地域医療体制の充実」や「介護に対する経済的な支援の充実」「介護施設の充実」なども期待されています。

【行政に期待すること(上位項目抜粋)】

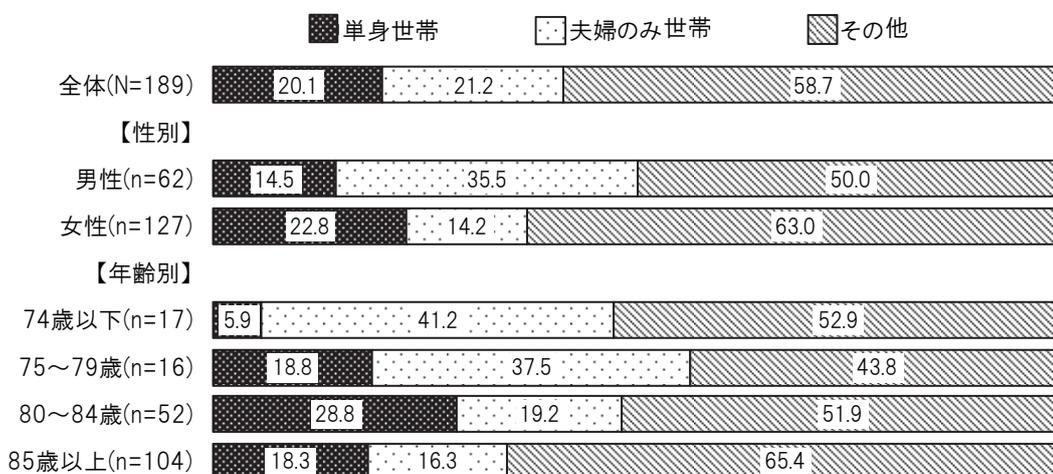


## 2 在宅介護実態調査結果

### (1) 家族や生活状況について

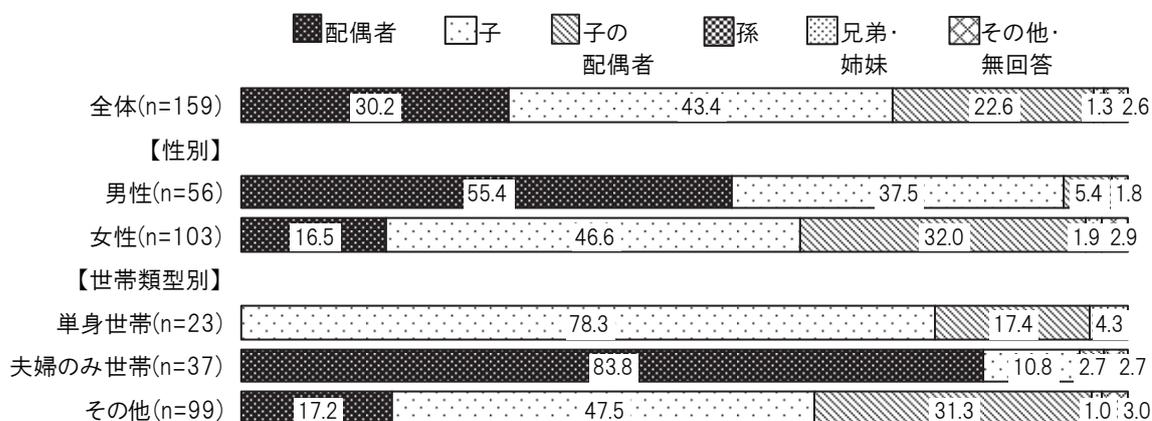
在宅で生活している認定者について、男性は女性に比べ「夫婦のみ」で暮らす人が多くみられますが、女性は「単身世帯」がおおよそ4人に1人の割合と男性を大きく上回っています。

【世帯類型】



主な介護者については、男性は「配偶者」、女性は「子」が中心となっており、妻が夫を介護している現状がうかがえます。この他、女性の場合「子の配偶者」も多くなっています。

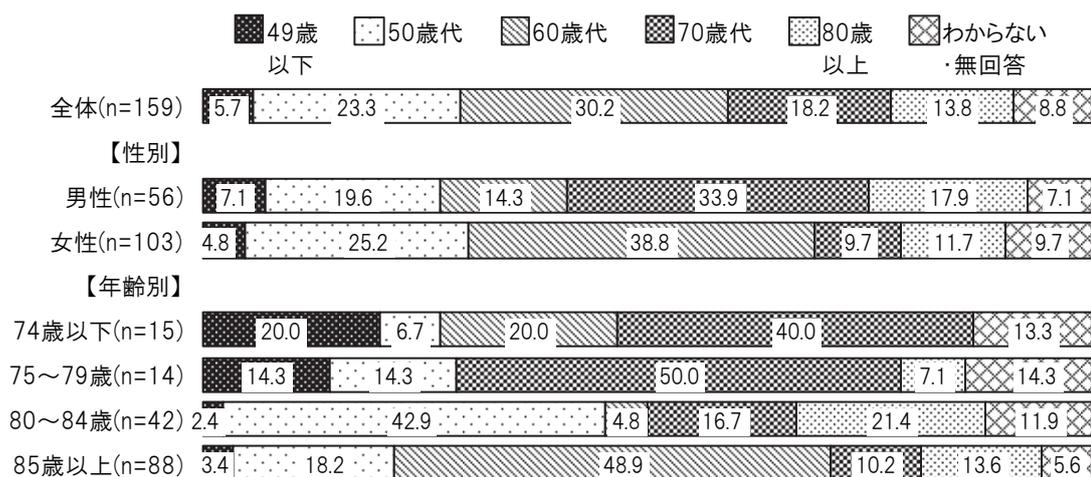
【主な介護者】



主な介護者の性別については、「男性」と「女性」の比率がおおむね4：6に近い割合となっています。

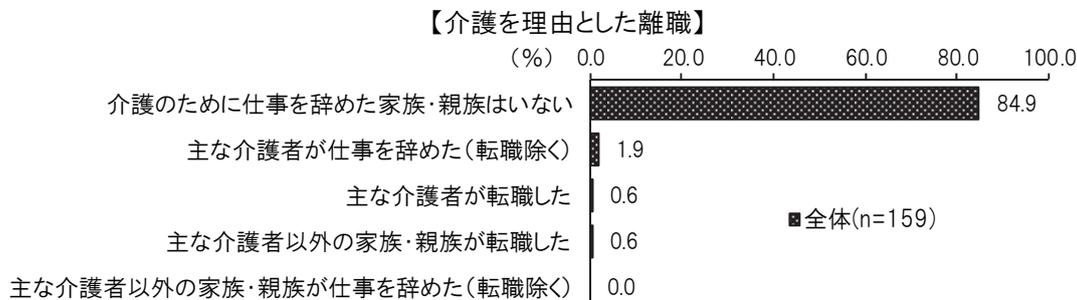
主な介護者の年齢については、「60歳代」が3割を占め最も多く、「70歳以上」も合計で3割以上みられ、いわゆる「老々介護」の現状がうかがえます。性別では、本人が男性の場合、介護者の年齢は「70歳以上」で半数以上を占め、本人が女性の場合は「50～60歳代」で6割以上を占めています。

【主な介護者の年齢】



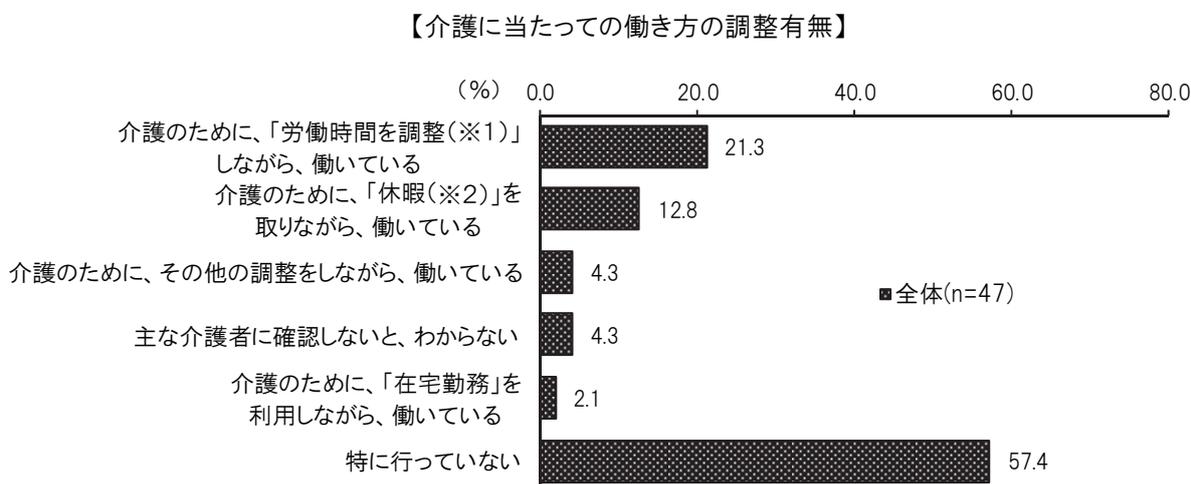
## (2) 仕事と介護の両立に向けた支援について

介護者の介護を理由とした離職については、8割以上が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答していますが、「主な介護者が仕事を辞めた」「主な介護者が転職した」など、何らかの変化があったと回答した人は3.1%みられます。



主な介護者の勤務形態については、「フルタイムで働いている」が20.8%、「パートタイムで働いている」が8.8%で合計約3割(29.6%)が「就労者」となっています。

介護に当たっての働き方の調整有無については、「特に行っていない」人が半数以上みられますが、「介護のために、労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)しながら、働いている」人も21.3%、「介護のために休暇(年休や介護休暇等)を取りながら働いている」が12.8%、「介護のために、その他の調整をしながら、働いている」が4.3%みられます。

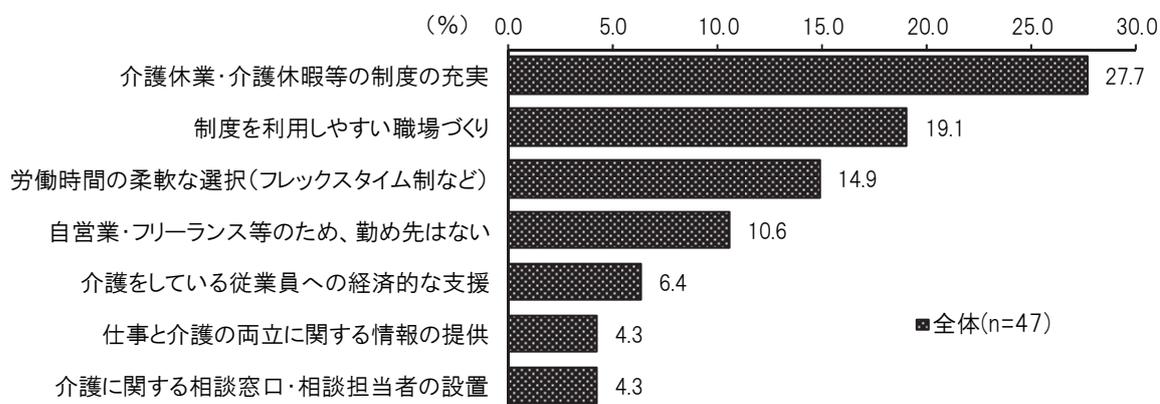


※1 残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等

※2 年休や介護休暇等

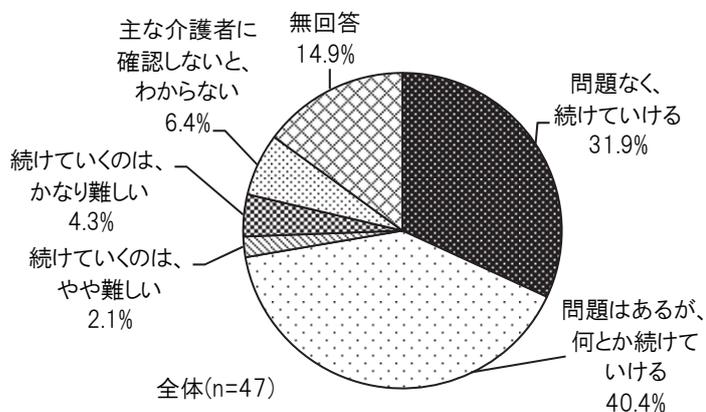
主な介護者の方のニーズとしては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」などが多く求められています。

【仕事と介護の両立に効果的な支援(上位項目抜粋)】



仕事と介護の両立の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が4割を占め最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が3割と続きます。

【仕事と介護の両立の継続】



---

## 第3章 基本理念・重点目標

---

### 1 計画の基本理念

本市の「第2次新見市総合振興計画」においては、基本目標の一つとして「あたたかい福祉のまち」を掲げ、保健・医療・福祉の連携による支援を展開するとともに、市民がお互いを支え合い、助け合う地域福祉を推進することを定めています。

平成27年に策定した第6期計画（以下「前期計画」と表記）においては、基本理念として「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかい福祉のまち にいみ」を掲げ、この理念に基づき、全ての高齢者が可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても地域で安心して生活できる環境づくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本計画においては、高齢者福祉・介護保険施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めた基本理念の考え方を踏襲し、改めて次のように定めます。

#### ● 本計画の基本理念 ●

---

**共に支え合い 笑顔があふれる**  
**あたたかいまち にいみ**

---

## 2 重点目標

本計画の「重点目標」については、基本理念の考え方と本市における高齢者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健やかに暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり定めます。

---

---

### 「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして」

---

---

- 高齢者が住み慣れた地域において、住民同士の助け合いや支え合いのもと、今の暮らしを継続できるよう、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携した支援に取り組みます。また、包括的な支援のためのネットワークづくりを進め、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯になっても、また介護が必要な状態になっても、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度の安定的運営に努めます。

---

---

### 「健康で生きがいのある地域をめざして」

---

---

- 生活機能の低下を防ぎ、介護が必要な状態にならないよう、引き続き健康づくりや介護予防を推進します。
- 高齢者の経験と知識を生かし、地域社会に貢献する様々な活動への参加を促進し、自分らしく生涯健康で生き生きと暮らせる地域づくりに取り組みます。

### 3 施策の体系

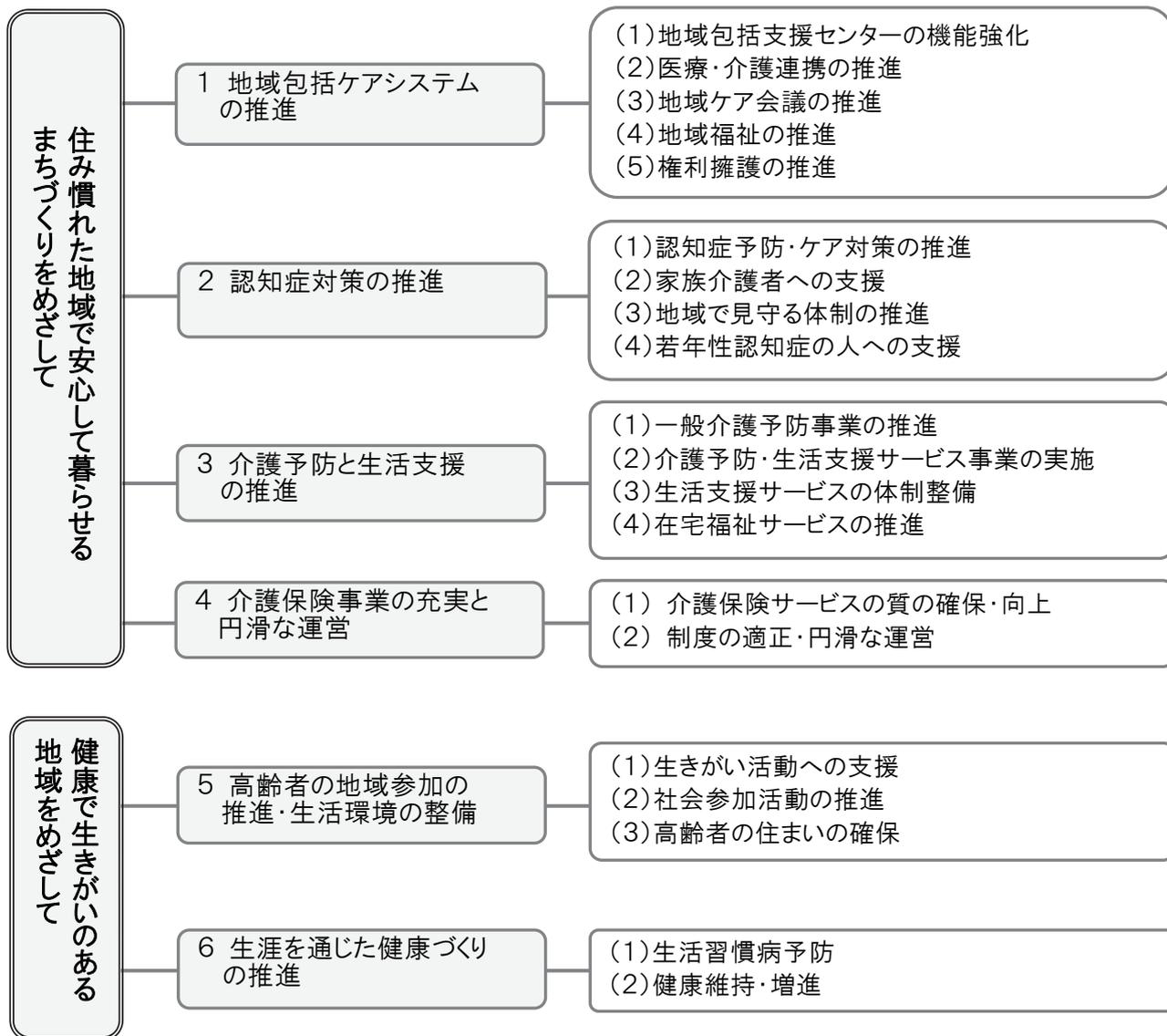
基本理念

『共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ』

【重点目標】

【基本目標】

【施策の展開】



## 第4章 施策の展開

### 1 地域包括ケアシステムの推進

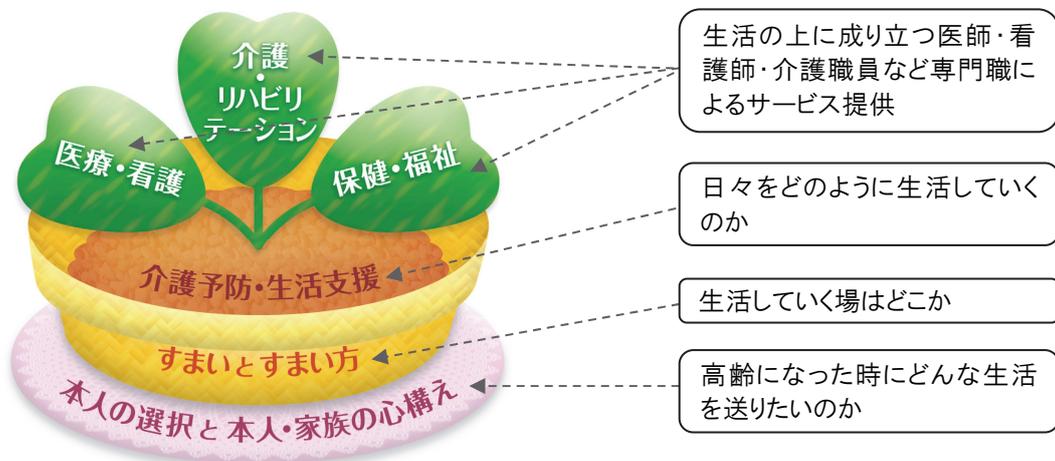
「地域包括ケアシステム」は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各サービスが、切れ目なく提供される社会の実現を目指すもので、全国的にその取組が強化されてきました。

本市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの円滑な運営を図るとともに、関係機関とのネットワークを形成し、地域ケア会議の推進、地域における見守り活動の促進など、全ての市民が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを進めてきたところです。

今後は、本市の実情に応じて「自助」「互助」「共助」「公助」をバランス良く組み合わせることが重要であり、高齢者本人とその家族、市民、ボランティア団体、民間企業、医療機関、介護事業者、行政など、それぞれの主体が協働し、支え合いながら、地域全体で地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、制度を維持・継続するため、地域課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じ、自立した生活を送っていくための取組を進めます。

【地域包括ケアシステムの構成要素イメージ】



資料：平成 27 年度地域包括ケア研究会報告書より

## **(1) 地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等により、高齢者の保健・医療・介護・福祉などに関する総合相談を行うほか、要介護状態になることを予防し、自立を支援する介護予防ケアマネジメント業務や高齢者虐待防止等権利擁護に必要な援助、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進しています。

今後、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターは、地域の様々な資源を活用した包括的な支援を行う中核機関として、地域のネットワークを基盤としながら、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、中心的な役割を果たしていきます。

そのため、地域包括支援センター運営方針を基に、事業計画を策定し、円滑かつ効率的な業務運営に努めます。また、人員体制を確保するとともに、資質向上を図りながら、機能強化を推進します。

## **(2) 医療・介護連携の推進**

医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療と介護サービスを一体的に提供する支援が求められます。

本市では、引き続き地域支援事業として在宅医療・介護連携推進事業の充実・強化に努めます。

### **①地域の医療・介護の資源の把握**

保健・医療・介護・福祉関係者が連携し、医療や介護の必要な人への支援を目的として、新見医師会、新見地域医療ネットワークが中心となり、本市の医療・介護サービス等を取りまとめた「在宅医療連携ガイド」を作成し、医療機関や介護サービス事業所、行政関係部署に配付し、住民へのサービス提供の検討等に活用します。

### **②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討**

在宅医療・介護連携推進協議会において、在宅医療・介護連携推進事業で取り組む事業の内容や課題、対応策等について協議するとともに、保健・医療・介護の実務者で組織した新見地域医療ネットワークとの連携を図りながら、課題への対応策を検討します。

### **③切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築**

「医療・介護れんらく帳」を作成し、保険証やお薬手帳と携帯するカバーとともに、在宅サービスを利用している要支援・要介護認定者などに配付します。この手帳を活用することで、本人や家族、支援している医療・介護間での切れ目のない支援を促進するとともに、緊急時の迅速な対応へつなげます。

#### ④医療・介護関係者の情報共有の支援

「医療・介護れんらく帳」、新見版情報共有書を活用することで、医療と介護の情報共有を目指します。また、新見医師会に事業を委託している、Z連携（ICTを活用した在宅医療・介護を支援する多職種連携ツール）の普及を促進します。

#### ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

新見医師会に設置された在宅医療・介護連携支援センターまんさくを相談支援の拠点として、新見地域入退院支援ルールの手引きの作成のほか、広域連携の手段としてのZ連携（ICTを活用した在宅医療・介護を支援する多職種連携ツール）と連動した遠隔TV会議を推進します。

#### ⑥医療・介護関係者の研修

新見医師会が中心となり、医療・介護従事者人材育成研修会・多職種連携会議を開催します。

高齢者に多く見られる健康や療養問題をテーマに、研修やグループワーク等を通して課題抽出や意見交換により提言をまとめます。

#### ⑦地域住民への普及啓発

医療・介護従事者人材育成研修会・多職種連携会議でまとめた課題やその解決策などを市民へ周知するため、講演会や研修会を開催します。

#### ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

高梁川流域の関係市町による、情報交換や研修等の事業を行います。

### **(3) 地域ケア会議の推進**

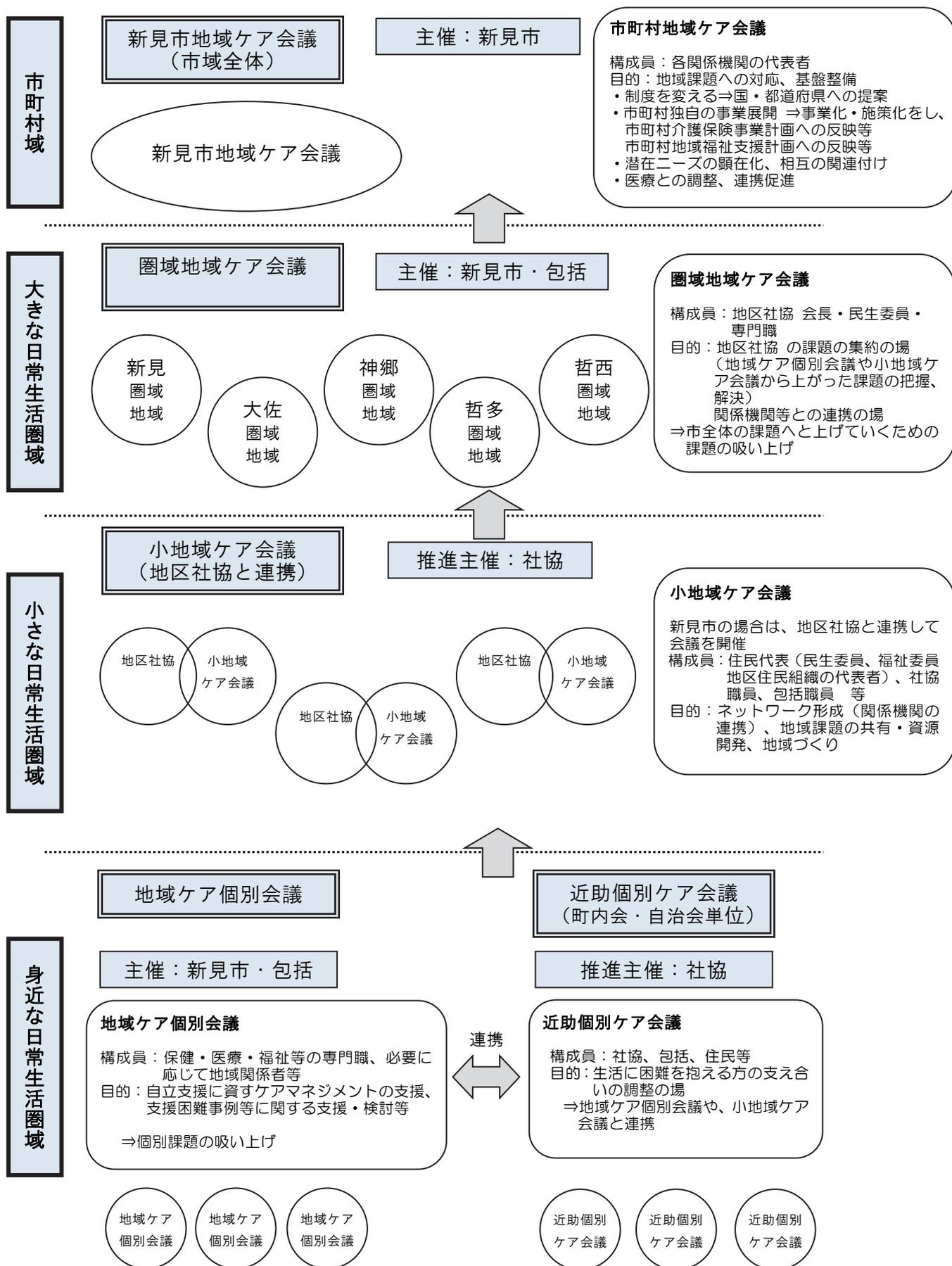
地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進することにより、地域包括ケアシステムを推進する上で有効な手段です。

具体的には、高齢者個人の課題分析等を通じて、多職種連携による地域包括支援ネットワークの構築につなげるとともに、地域ニーズ、社会資源を的確に把握し、地域課題を抽出することで、地域づくりや地域に必要な資源の開発、さらには施策の立案につなげる場として取組を推進します。

本市では、次のフロー図を基に、地域ケア会議に求められる①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤施策形成機能の5つの機能を効果的に展開できるよう推進していきます。

小地域ケア会議については、全地域で開催されるよう社会福祉協議会をはじめ、庁内関係課と連携し充実に努めます。

【新見市地域ケア会議のフロー図(暫定版)】



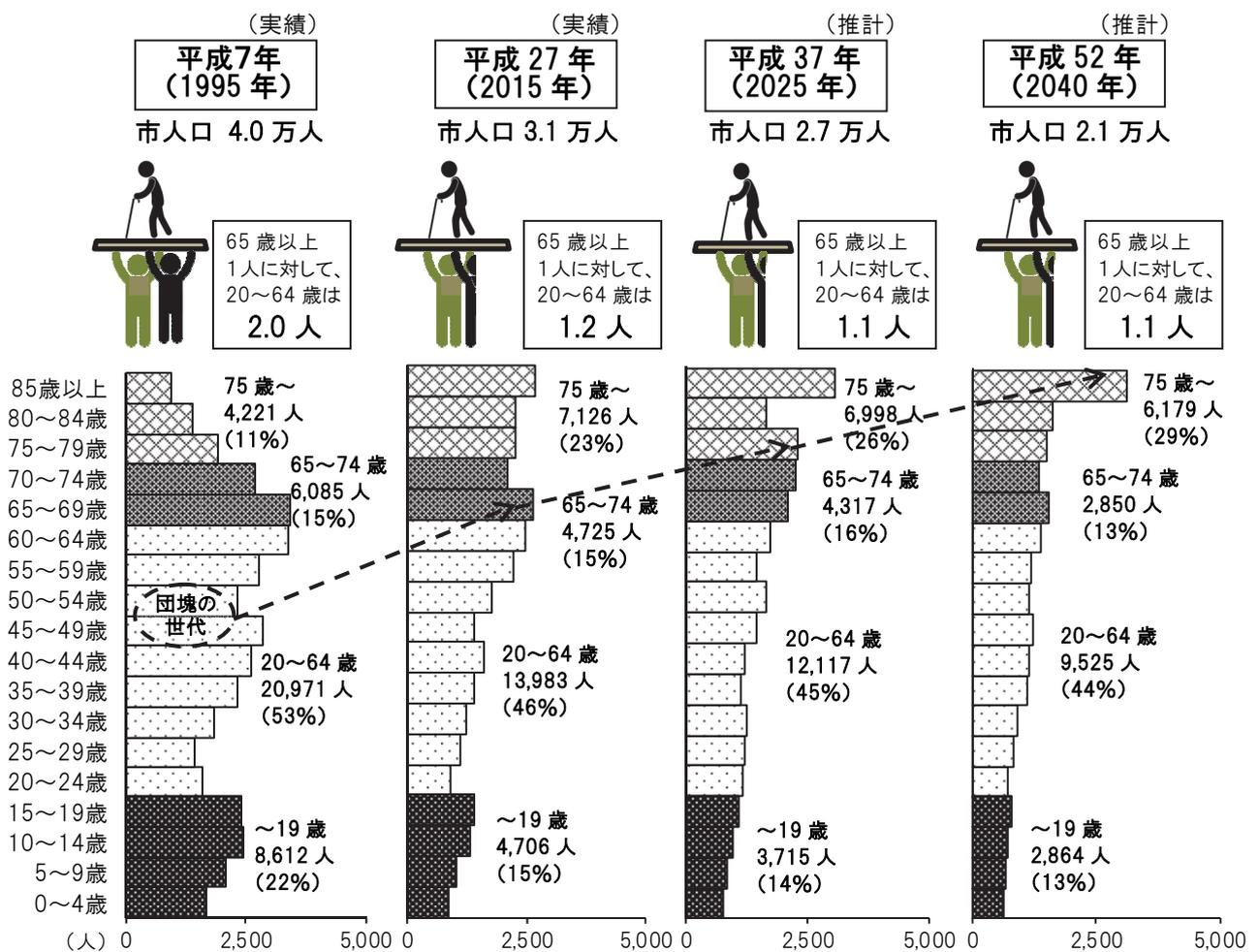
#### (4) 地域福祉の推進

本市の人口構造の変化をみると、平成7年は1人の高齢者を2.0人で支える構造であったものが、団塊の世代が後期高齢者に移行する平成37年には、1.1人で支える構造になると想定されており、このままの状態が継続すると、高齢者福祉の取組や介護保険制度の存続に影響が出ると危惧されています。今後は、団塊の世代が「支えられる側」ではなく、「支える側」として活躍できるよう、様々な施策を推進していく必要があります。

国の介護保険事業計画に係る基本指針では、「我が事・丸ごと」という地域福祉推進の理念に基づく「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」とされています。

【新見市の人口ピラミッドの変化】



資料：平成7年及び平成27年は国勢調査、平成37年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値  
(平成7年は新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の合計値)

今後、ますます高齢化が進行していく中で、本市では、軽度の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれており、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な生活課題について、地域の住民や福祉関係者等による把握及び関係機関との連携による解決が図られる仕組みづくりが必要です。

このため、本市では、社会福祉協議会との連携強化をはじめ、「笑顔があふれ みんなが手を取りあうあたたかいまち」を基本理念とした、福祉施策全体を横断的に包括する「新見市地域福祉計画」の施策の考え方に即して、ボランティア団体や民間企業とも連携し、全市的に地域福祉を推進します。

さらに、小規模多機能自治による住民主体のまちづくりを進めるとともに、本市独自の資源である、新見公立大学と協働して、地域が抱える様々な課題の解決につなげる取組についても、その具体化に向けた検討に着手し、新見市版地域共生社会の実現を目指します。

### ①高齢者等の見守りネットワークの構築

地域住民や事業者、関係機関の連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画促進に努めます。

### ②独居高齢者安否確認事業

一人暮らし等のため、見守りが必要な高齢者を民生委員・児童委員や福祉委員等が定期的に訪問し、安否確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。また、必要な場合は関係機関へ情報を提供し、対応につなげます。

## **(5) 権利擁護の推進**

認知症の人や障がい者が、地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害や不利益を受けることがあります。国においては、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、利用促進計画の策定が各自治体に努力義務化されたところです。本市では、障がい等により判断能力が十分ではない人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用支援など権利擁護の推進に努めてきました。

今後も引き続き、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。

高齢者に対する虐待の防止や判断能力を欠く状況にある人への支援等、高齢者の権利擁護や援助を行うとともに、養護者に対する支援など、地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、的確な権利擁護のための施策を推進します。

### **①成年後見制度等の普及啓発・利用支援**

成年後見制度について、広く周知し、制度の利用促進を図るとともに、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業について普及啓発を行います。成年後見制度の利用が必要な人に対しては、制度の紹介や手続きについて関係機関との連携を図るとともに、市民後見人の育成、法人後見などを検討しながら、成年後見人等の確保に努めます。

### **②高齢者虐待防止ネットワークの構築**

虐待を発見した民生委員・児童委員や事業者等が速やかに通報、相談できる体制づくりのため、地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化します。また、各関係機関の代表者からなる「新見市高齢者虐待防止対策協議会」を開催し、連携の重要性や対策のあり方等を検討します。

### **③虐待防止の啓発と虐待への対応**

高齢者虐待防止講演会等を開催し、市民や民生委員・児童委員、関係者を対象に虐待防止の啓発を行うとともに、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援を行います。また、高齢者虐待防止アドバイザーの助言を得ながら、迅速で的確な支援が行えるよう取り組みます。

## 2 認知症対策の推進

---

本市においては、新オレンジプランに基づき、認知症対策を推進していますが、今後、さらに増加する可能性のある認知症高齢者への対応を見据えた取組を推進する必要があります。

これまでの取組を充実・強化し、認知症地域支援推進員や関係機関との連携により、認知症高齢者とその家族等にやさしい地域づくりを目指します。

### (1) 認知症予防・ケア対策の推進

#### ①認知症の早期診断・対応

認知症疾患医療センターの専門医や認知症サポート医の協力を得て、認知症初期集中支援チームの体制を強化し、早期診断・早期対応につなげます。

#### ②認知症の予防

認知症予防に関する知識の普及を行うため、全地域でのサロン、認知症予防講座、iPad教室等の開催に努めます。

### (2) 家族介護者への支援

#### ①相談窓口の周知・体制整備

民生委員会、認知症サポーター養成講座等、様々な場所や機会において、認知症ケアパスを盛り込んだ「認知症になっても安心リーフレット」などを活用し、認知症に関する相談窓口の周知に努めます。また、関係機関との連携を図りながら、早期に相談できる体制づくりを推進します。

#### ②認知症対応型介護サービスの充実

認知症になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続できるよう、身近できめ細かなサービスを受けられる体制の構築を目指し、地域密着型等の介護サービス等の充実に努めます。

#### ③家族介護者の負担の軽減

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いに理解し合う集いの場として、「認知症カフェ」の設置を推進し、本人や家族の介護の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、その周知に努めます。

### (3) 地域で見守る体制の推進

市民を対象とした認知症講演会、予防講座の開催や、「認知症安心ガイドブック」、「認知症になっても安心リーフレット」等を活用し、認知症について正しい知識の普及を図ります。

認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて、認知症サポーター養成講座を開催し、地域の理解者の育成を行います。このため、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを増やすとともに、認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、講座のあり方についての協議や情報交換を行います。

#### 【認知症対策の推進】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症キャラバン・メイト 取得者数(人)	80	83	85	87	89
認知症サポーター人数(人)	4,196	4,406	4,600	4,800	5,000
認知症カフェ開催箇所数 (箇所)	2	2	3	4	5
認知症初期集中支援チーム 新規対応件数(件)	7	7	7	7	7

### (4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」と連携し、支援を行います。

### 3 介護予防と生活支援の推進

これまでの介護予防は、要介護状態にならないために、身体機能の向上を目指した取組が中心となっていましたが、これからの介護予防には、地域で暮らし続けるための生活支援として、社会参加につながる「集いの場」や「地域同士の交流活動」に視点を置いた取組も重要となります。

早い段階から「社会参加」の必要性を啓発し、心身の活力の低下や要介護状態に陥ることを予防し、生活機能の維持・向上の促進を図ります。

#### (1) 一般介護予防事業の推進

##### ①介護予防普及啓発事業

加齢により、心身の活力が低下し、要介護状態に陥ることを予防するため、保健師、栄養士を中心とした健康相談・教育を実施し、広報紙や行政放送を活用した生活習慣病予防及び介護予防、その他健康に関する知識の普及を図ります。また、高齢者の健康意識の向上と健康づくりの自主的な取組を促し、健康寿命の延伸を目指します。

##### 【介護予防普及啓発事業】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康教育等開催回数 (回/年)	298	290	300	310	320
延べ参加人数(人/年)	4,373	4,500	4,600	4,700	4,800

##### ②地域介護予防活動支援事業

各地区における健康教室や運動指導、介護予防事業やサロンを活用した介護予防の取組を強化します。また、運動ふれあい地域づくり支援事業により、個人及び地域における運動の習慣化、集いの場づくり、生きがいづくりを進め、地域ぐるみで健康増進を図るとともに、孤立や閉じこもりを予防します。さらに、民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会、福祉委員等と連携し、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者への介護予防の普及啓発や、サロン等の集まりの少ない地区で健康教室などを実施します。

##### 【地域介護予防活動支援事業】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ふれあいいいききサロン (会場数)	81	87	88	89	90
いきいき健康アップ支援事業 (地域版)(会場数)	23	23	24	25	26
運動ふれあい地域づくり支援 事業(会場数)	-	20	22	24	26
延べ参加人数(人/年)	11,086	10,900	11,000	11,100	11,100

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

介護保険法の改正により、要支援の人に対するサービスのうち、訪問介護、通所介護が総合事業として、各自治体の実施する事業（訪問型サービス・通所型サービス）に移行されました。

本市では、平成29年度から、この総合事業を実施しており、住民等多様な主体の参画により、地域の実情に応じた様々なサービスの実現を目指しています。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

	平成28年度 実績値	平成29年度 見込値	目標値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービス利用者数 (人/月)	-	120	125	130	135
通所型サービス利用者数 (人/月)	-	310	315	320	325

## (3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、これまでの介護サービスなどの共助・公助による支援だけではなく、住民同士が支え合う互助を豊かにする地域づくりが必要です。

今後は、市全体を対象とした第1層の生活支援コーディネーターと協議体に加え、社会福祉協議会や市内の関連課と連携を図りながら、生活圏域を対象とした第2層の生活支援コーディネーターと協議体の設置を目指します。

## (4) 在宅福祉サービスの推進

### ①緊急通報システム事業

告知放送機器を活用した緊急通報システムにより、高齢者等の日常生活における不安感の解消を図るとともに、緊急時の連絡体制を整備します。

### ②日常生活用具給付事業

要介護認定で自立と認定されながらも、生活に支援を要する高齢者に対し、歩行支援用具や入浴補助用具、腰掛便座の給付を行うとともに、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者に対し、電磁調理器の給付を行い、在宅での自立した生活を支援します。

### ③ふれあい送迎事業（外出支援サービス事業）

路線バス及び市営バスのバス停から遠い地域の市民に対して、通院等を支援するためのふれあい送迎事業に取り組むとともに、公共交通空白地においてNPO法人等が行う有償運送を支援するなど、利用しやすい公共交通体系の整備に努めます。

#### 【ふれあい送迎事業(外出支援サービス事業)】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者数(人/年)	1,638	1,600	1,650	1,700	1,750

### ④消費者被害の防止

市の相談窓口において、被害等の情報提供を行うとともに、県消費生活センターと連携して被害相談を行います。また、民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会などの家庭訪問時に、消費者被害に遭っていないか見守りを行います。

### ⑤火災予防対策

消防職員や消防団員による火災予防啓発活動を実施するとともに、各関係機関と連携し、住宅用火災警報器の点検や本体の交換について、周知や指導を行います。

### ⑥災害時避難支援体制の構築

災害時に自力で避難することができない高齢者等を、要介護者台帳に登録し、必要に応じて民生委員・児童委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と情報を共有しながら、災害時の避難活動に役立てます。

### ⑦介護用品給付事業

市民税非課税世帯に属する要介護4または5の要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅福祉を支援するため、介護用品を給付します。

### ⑧家族介護慰労事業

市民税非課税世帯に属する高齢者で要介護4または5でありながら、過去1年間介護保険サービスを受けなかった人を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給し、経済的な負担を軽減します。

### ⑨介護手当

要介護4、5または重度の認知症の要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。

## 4 介護保険事業の充実と円滑な運営

介護保険事業の円滑な運営に向けて、制度のさらなる周知を図るとともに、相談体制の充実、介護給付の適正化、介護従事者の資質向上のための取組などを推進します。

介護給付を必要とする人を適切に認定し、適切な居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの提供により、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

### (1) 介護保険サービスの質の確保・向上

#### ①居宅サービスの充実

要介護高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を続けることができるよう、サービス提供事業者や近隣市町村等との連携を強化し、必要なサービスの確保、充実に努めます。また、介護予防・生活支援サービス事業を推進し、多様なサービス体制の構築を目指します。

#### ②施設サービスの充実

施設サービスの利用ニーズを適確に把握し、サービス量の確保に努めるとともに、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの居住系サービスとの調整を図ります。

#### ③地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、制度変更の影響等もあり利用者数は増加傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、日常生活圏域ごとの市民ニーズ等を把握しながら、必要なサービス量の確保及び充実に努めます。

主なサービス	サービスの内容
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、デイサービスセンターなどで食事や入浴などの介護や、機能訓練を日帰りで行います。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」「短期間の宿泊」を組み合わせ、食事や入浴などの介護、調理や洗濯などの生活援助、機能訓練を行います。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象に、共同で生活できる場で、家庭的な環境と地域との交流のもと、食事や入浴などの介護や機能訓練を行います。
地域密着型通所介護	平成 28 年度から 18 人以下の「通所介護」が地域密着型通所介護に移行しています。

## (2) 制度の適正・円滑な運営

### ①要介護認定調査の適正化

毎年、県主催の研修を受講し、要介護認定調査に必要な知識や技術の向上を図るとともに、認定調査の事後点検の徹底により、適正かつ公平な要介護認定に取り組みます。

### ②介護給付適正化事業

「第4期岡山県介護給付適正化計画」に基づき、認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知書の送付を通じ、適正給付の確保を図るとともに、介護支援専門員の資質向上に努め、ケアプランの質を高めることによって、利用者の状態の維持改善を図ります。

#### 【介護給付適正化への取組の目標設定】

	平成28年度 実績値	平成29年度 見込値	目標値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
要介護認定の適正化 (認定調査・点検実施率)	2,483	2,300	2,100	2,100	2,100
ケアプランの点検件数	94	90	100	115	120
住宅改修・福祉用具販売等 の点検	436	380	400	400	400
医療情報との突合・縦覧点検	24	30	30	35	40
介護給付費通知件数	4,838	4,500	4,600	4,650	4,700

### ③社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の促進

社会福祉法人等が、低所得で利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対して利用者負担を軽減した場合、当該法人に助成を行います。

### ④人材の確保・育成

介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービスの需要増大や多様化が見込まれるとともに、サービスの質の向上が求められています。一方で、介護従事者はその処遇問題等により離職率も高く、介護人材の確保は現在も厳しい状況にあります。サービス提供の基礎となる介護人材の確保・定着・育成と資質向上に向けた取組が重要です。

このため、社会福祉協議会や新見公立大学・短期大学、関係機関との連携を強化し、学生など若年層へ、介護に対する正しい知識と、人の尊厳ある暮らしを支える専門職としてのやりがいを発信するとともに、潜在有資格者の掘り起こしの推進、離職防止に努め、介護人材確保に努めます。

### **⑤利用者の相談等への対応**

介護サービスの利用者、家族、民生委員・児童委員等からの相談・苦情に対して、岡山県介護保険審査会や、岡山県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携を図りながら適切に対応します。

また、高齢者の相談や苦情に対する相談窓口の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークの強化・情報の共有化を図ります。

### **⑥福祉サービス第三者評価事業の推進**

事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価する福祉サービス第三者評価制度について周知を図るとともに、評価結果を基に、運営推進会議などで、地域との協力体制づくりの強化を図ります。

### **⑦介護支援専門員への支援**

施設指導担当や地域包括支援センターの主任介護支援専門員による、地域の介護支援専門員への相談・支援体制を充実するとともに、研修会等による介護支援専門員の資質向上を図り、利用者への適切なケアマネジメントの提供に努めます。

### **⑧事業者への指導・助言**

介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者に適正なサービス提供がされるよう、介護サービス事業者に対する適切な指導等を行います。また、指定基準違反や介護報酬の不正請求などについても、厳正に対応します。

## 5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備

---

高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験と知識を生かし、地域社会を支える担い手として、積極的に地域活動等に参画できるよう支援します。

また、高齢者の状況に合わせた住まいや福祉施設の確保に努めるとともに、住み慣れた住居で安全安心な在宅生活を送ることができるよう支援します。

### (1) 生きがい活動への支援

#### ①生涯学習活動への支援

教育委員会等と連携して、市の広報紙やホームページ、公民館便り、行政放送、報道機関への情報連絡などを活用し、様々な生涯学習活動の情報提供を行うとともに、その活動を支援します。

#### ②地域活動への参画推進

市民協働の地域づくりに高齢者の知識や経験を生かすなど、高齢者の地域活動への参画により生きがいづくりを推進します。

#### ③スポーツ・レクリエーション活動の充実

ロコモ体操やラジオ体操の普及に努めるとともに、健康教室「いきいき健康アップ教室」や「クアオルト健康ウォーキング」などへの参加を促し、高齢者の運動習慣の形成を図ります。

また、誰もが楽しむことのできるニュースポーツ（フリーフローやノルディックウォーク等）普及促進を図り、高齢者のスポーツ活動を充実させます。

#### ④世代間の交流

幅広い年齢層を対象とした生涯学習・文化芸術活動・スポーツ活動の講座等を開催するとともに、高齢者による伝統芸能の伝承活動や、子どもや若い世代、地域の人々への高齢者が長年培ってきた知識・技能の継承活動等の活性化を図ります。

#### ⑤老人憩いの家の運営

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場として、老人憩いの家を活用し、生きがい活動を推進します。

#### ⑥敬老事業

地域で行われる敬老会を支援するとともに、長寿祝い金を贈呈して、長寿をお祝いします。

## (2) 社会参加活動の推進

### ① 高齢者の就労支援

シルバー人材センターの運営支援をはじめ、高齢者の雇用機会の充実を図り、「生涯現役社会」の実現を目指します。

### ② 老人クラブへの支援

友愛訪問や公共施設の清掃等社会奉仕の場として、また、健康づくりや教養の向上の場等生きがいづくりの場として、引き続き老人クラブの活動への参加を促進し、活動を支援します。

#### 【老人クラブへの支援】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
クラブ数(件)	87	88	89	90	90
加入率(%)	42.3	42.2	42.5	42.7	43.0

## (3) 高齢者の住まいの確保

### ① 適切な住宅改修の促進

バリアフリー住宅など、高齢者が暮らしやすい住宅に関する知識の普及を図るとともに、住宅改修が安全に暮らすための適切な工事となるよう、利用者、介護支援専門員、工事業者、行政間での連携強化を図ります。

### ② 住宅改造費用の助成（高齢者等住宅改造助成事業）

高齢者等が住み慣れた住宅で、安全な生活を送ることができるよう住宅改造費の一部を助成し、本人の自立や介護者の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅で生活しやすい環境整備を図ります。

### ③ 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域において自立し、積極的な社会参加ができるように、道路環境の整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

### ④ 養護老人ホーム（措置事業）

65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、本人の状況や居宅サービスとの調整を図りながら、養護老人ホームへの入所措置を行います。

#### **⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）**

心身機能の低下や高齢による衰弱などにより、独立した生活や家族の援助等が困難な高齢者に、入浴、食事、生活相談等日常生活の支援を低額な料金で提供します。

#### **⑥その他の高齢者等への住宅支援**

身体機能の低下や高齢により独立した生活に不安がある高齢者が、孤立することなく、健全な社会生活が営めるよう、共同生活の場を提供します。

## 6 生涯を通じた健康づくりの推進

寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病は、食生活や運動などの生活習慣の影響を受けることから、幼少期からの基本的な生活習慣の確立をはじめ、全ての世代において、健康的な生活習慣を実践し、病気やその重症化を予防するための取組が大切です。

生活習慣病に関する正しい知識の普及を図り、特定健診やがん検診等の受診しやすい体制づくりとともに、地域の健康課題を解決するため、保健・医療の専門職による取組だけでなく、地域住民全体で健康づくりに取り組む環境づくりを進めています。

保健・医療・福祉の関係機関と連携し、市民の主体的な健康づくりを支援します。また、要介護状態や認知症になることを予防し、健康寿命や生きがい寿命の延伸を目指します。

### (1) 生活習慣病予防

#### ① 特定健康診査

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施します。健診受診環境整備、制度周知の強化、未受診者勧奨、健診機関との連携を深め、受診率の向上に努めます。

##### 【特定健康診査】

	平成28年度 実績値	平成29年度 見込値	目標値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診率(%)	37.7	37.8	38.0	39.0	40.0

#### ② 特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人を対象に、特定保健指導を実施します。特定保健指導の利用環境整備や制度の周知に取り組むとともに、実施機関との連携を深め、利用率の向上に努めます。

##### 【特定保健指導】

	平成28年度 実績値	平成29年度 見込値	目標値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用率(%)	19.6	22.0	25.0	26.0	27.0

#### ③ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険加入者を対象に、医療機関による個別検診及び拠点会場における集団検診により、健康診査を実施します。健康診査の受診環境整備や制度周知の強化に取り組みます。

【後期高齢者健康診査】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受診率(%)	18.4	18.4	20.0	20.0	20.0

④国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成

40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者を対象に短期人間ドック、脳ドック、婦人科検診、前立腺検査の検査費用を助成し、ドックを受けやすい体制を整え、対象者の健康保持増進を図ります。また、市の広報紙、行政放送等を通じて本事業の周知を図り、自己健康管理に関する意識啓発に努めます。

【国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
国保受診者数(人/年)	794	900	950	950	950
後期高齢者受診者数 (人/年)	526	600	600	600	600

⑤がん検診

集団検診、個別検診の受診率向上を図り、がんの予防及び早期発見に努めます。

【がん検診】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
胃がん受診率(%)	20.2	20.4	40.0	40.0	40.0
結核・肺がん受診率(%)	36.3	33.5	40.0	40.0	40.0
乳がん受診率(%)	26.8	25.6	40.0	40.0	40.0
子宮頸がん受診率(%)	19.7	21.8	40.0	40.0	40.0
大腸がん受診率(%)	34.8	32.5	40.0	40.0	40.0
前立腺がん受診率(%)	27.3	27.5	40.0	40.0	40.0

## ⑥健康教育・健康相談

子どもから高齢者まで、全ての世代において生活習慣の見直しや改善ができるよう、あらゆる機会を通じて、地域で健康教育・健康相談を実施します。「おでかけ健康教室」では各団体や職場等が利用しやすい内容へ充実させるとともに、広報の強化に努め、参加を促進します。

### 【健康教育・健康相談】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康教育					
開催回数(回/年)	344	350	360	370	380
延べ参加人数(人/年)	5,125	5,200	5,300	5,400	5,500
健康相談					
開催回数(回/年)	14	15	17	18	20
延べ参加人数(人/年)	182	180	200	210	230

## (2) 健康維持・増進

### ①健康増進計画の推進

本市の「健康増進計画」等に基づく健康づくり事業との連携を図り、若い世代からの健康づくりと介護予防への関心を高めます。

### ②いきいき健康アップ支援事業

健康の維持増進・介護予防の観点から、市民自らが運動習慣を身につけ、元気で豊かな生活を送ることができるよう、専門の指導者による「健康づくり教室」の実施を継続して行います。健康増進施設を利用した健康教室を行う「広域版」と、各地域の公民館等で高齢者の介護予防を目的に行う「地域版」を実施するなど、事業内容や開催時間等を工夫しながら、多種多様なメニューで多くの市民の参加を促し、一層の健康増進や介護予防を推進します。

### 【いきいき健康アップ支援事業】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広域版延べ参加人数 (人/年)	207	250	260	270	280
地域版実施団体数(会場数)	23	23	24	25	26
地域版延べ参加人数	3,278	3,300	3,400	3,500	3,600

### ③高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種

高齢者を対象に発病及び重症化予防を目的として、インフルエンザと肺炎球菌予防接種の助成を行います。一人でも多く予防接種を受けてもらえるよう、啓発活動に努めます。

#### 【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種】

	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 見込値	目標値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
インフルエンザ接種率(%)	58.3	58.0	60.0	65.0	70.0
肺炎球菌接種率(%)	19.5	19.0	20.0	21.0	22.0

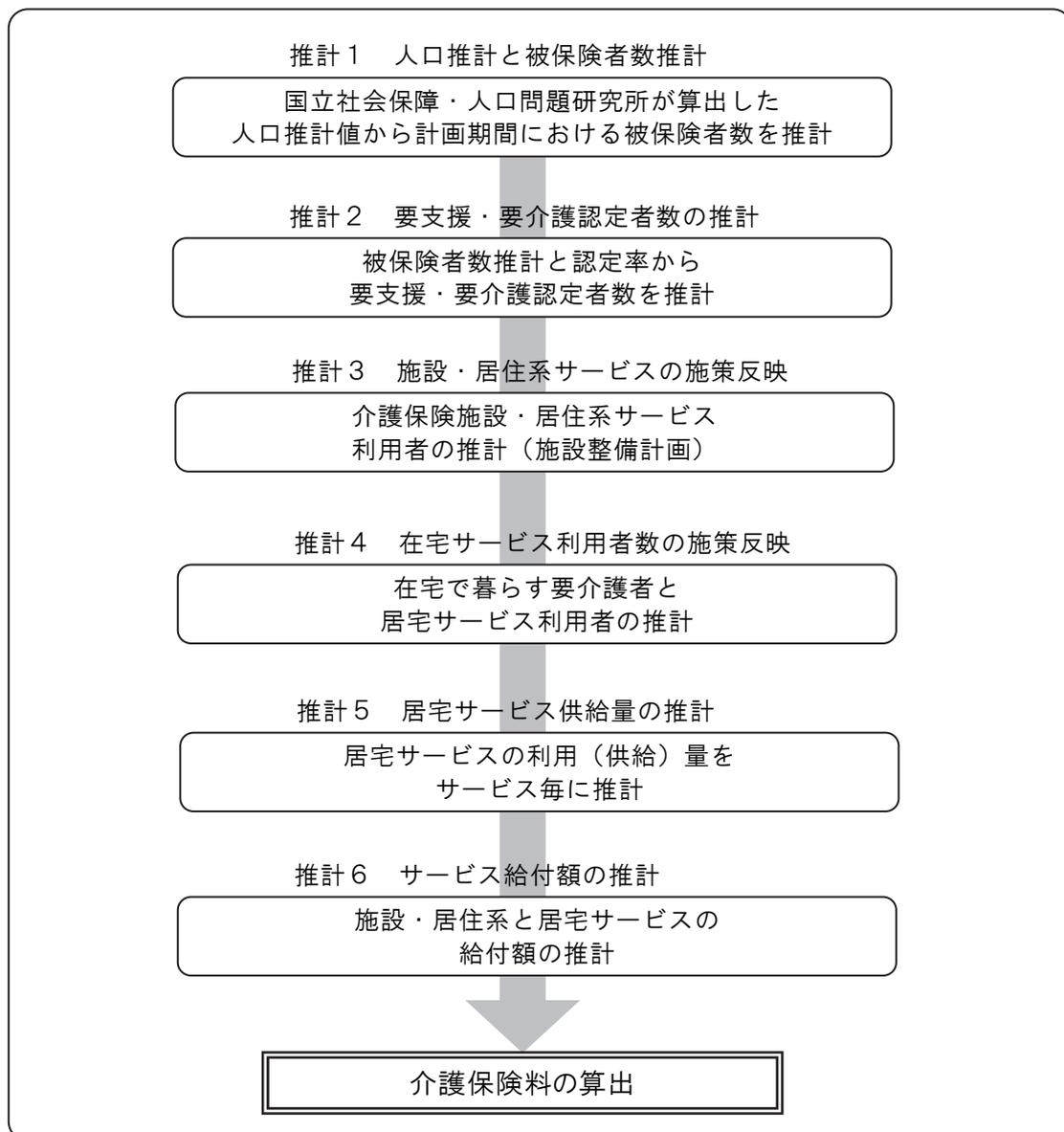
### ④健康づくり連絡会の開催

健康づくり連絡会を開催し、地域ぐるみで組織的に健康づくりを進めていく体制づくりを目指します。行政や各団体の課題解決に向けた健康づくりのための活動計画、活動の活性化、評価等を行いながら、健康づくりについて考える意識を醸成します。

## 第5章 介護保険サービス等の見込み

本計画期間の介護保険サービスの見込量等については、要支援・要介護認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービスの提供実績及び各施設・居宅サービスの施策の方向性等を踏まえ、国の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、サービス種類ごとの事業量を見込みました。

### 【「見える化」システムにおける給付見込量の将来推計算出手順】



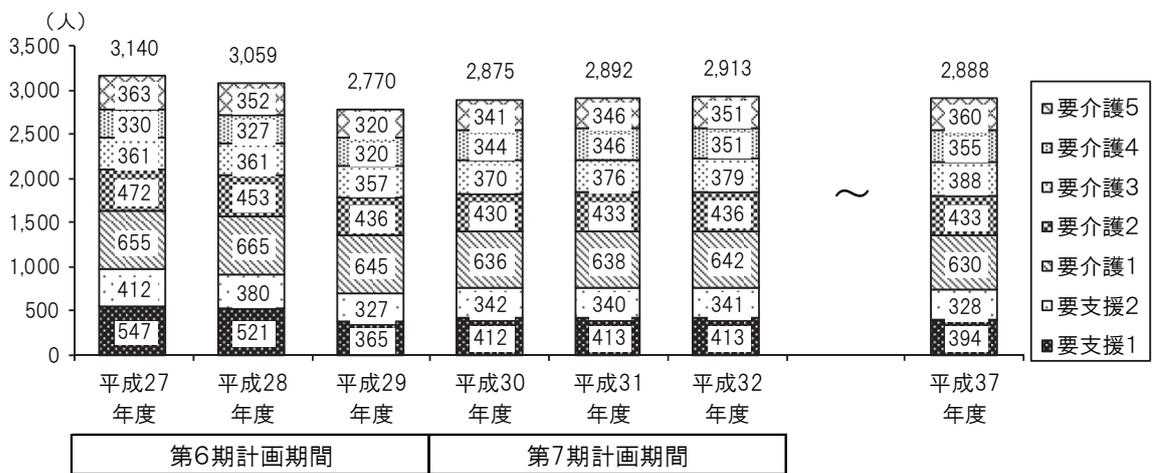
# 1 要介護等認定者数の推計

本市の介護保険サービス対象者の基礎となる要介護等認定者数の将来推計を試算しました。試算方法は、過去の性別・年齢5歳階級別・要介護等認定者数から認定率（出現率）を算出し、人口推計結果に乗算して推計しています。

本計画期間においては、要介護等認定者数は緩やかな増加で推移していくと見込まれ、平成32年度では2,913人と、平成29年度の見込みから140人程度上回ると予測されます。

平成32年度における要支援1・要支援2の予防給付対象者は754人(構成比25.9%)、要介護1から要介護5までの介護給付対象者は2,159人(同74.1%)と想定しています。

【要支援・要介護認定者数の推計値】



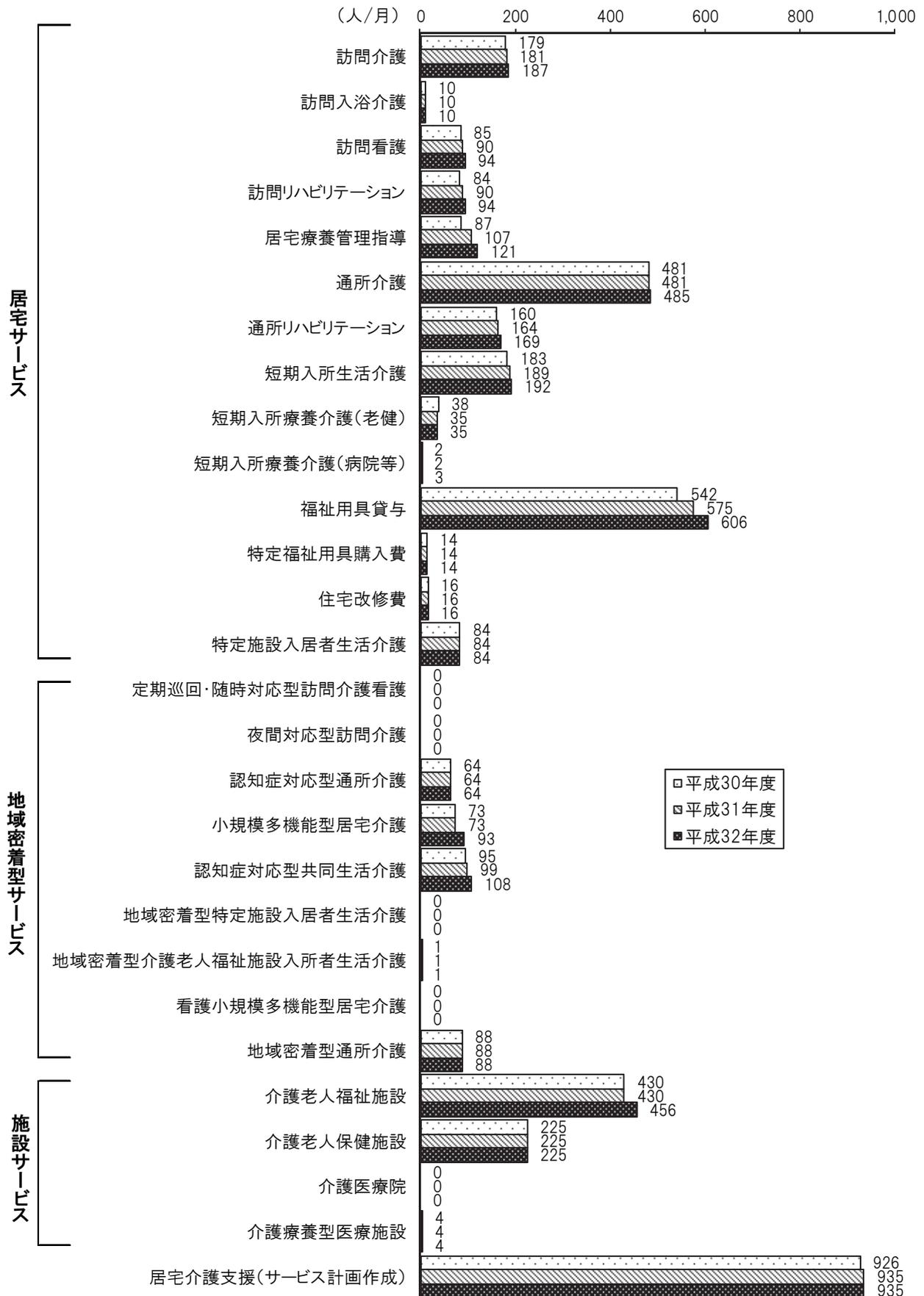
※平成27年度～平成28年度は実績値、平成29年度は見込値、平成30年度以降は推計値

## 2 各サービスの見込量（全体傾向）

本計画期間における介護保険サービスの利用者数は、前期計画期間中の利用実績及び整備計画に基づき、次の通り見込んでいます。

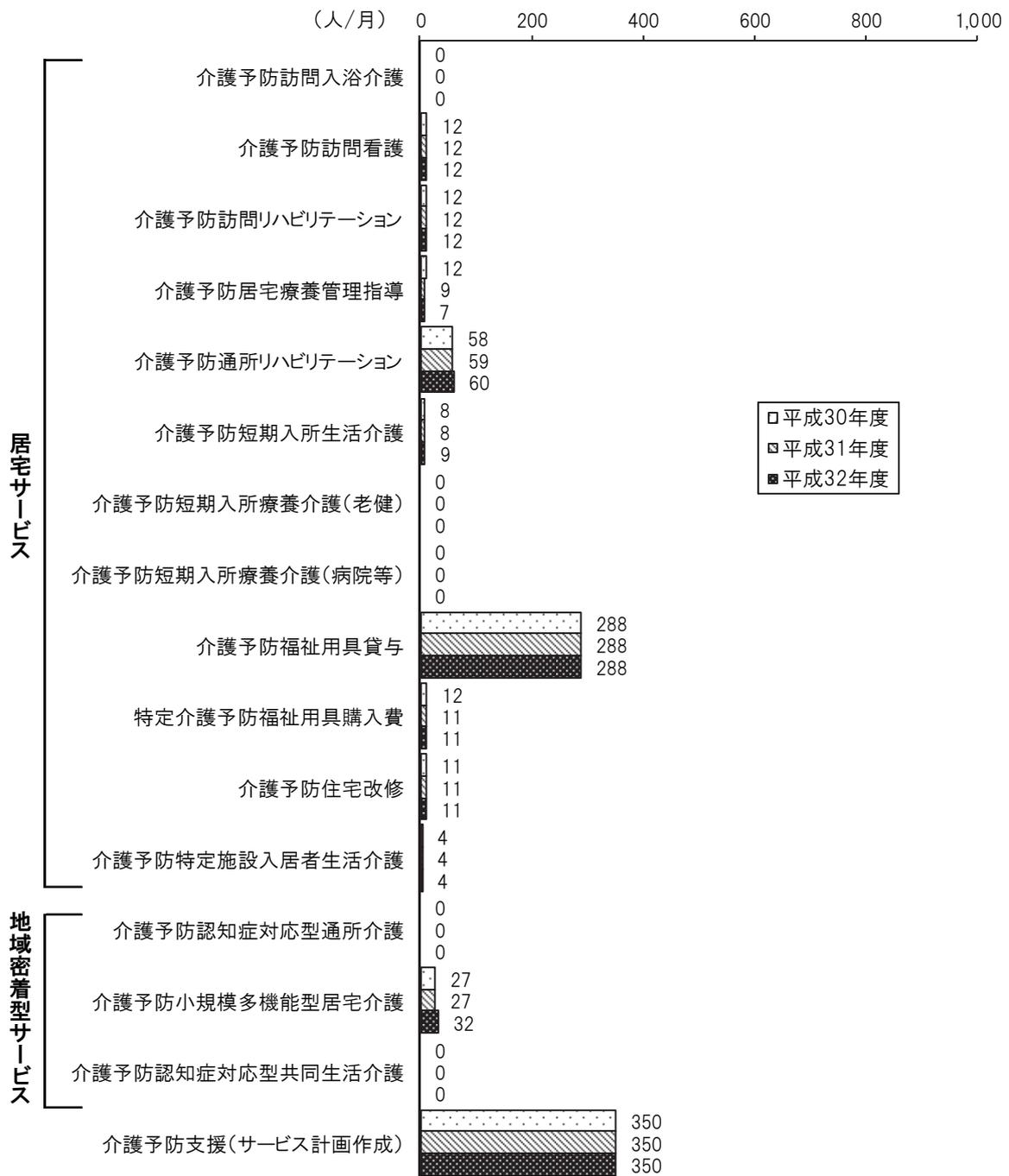
### （1）介護給付

サービス種類	単位	第7期計画期間			参考	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
居宅サービス	訪問介護	回/月	1,812	1,801	1,802	1,784
		人/月	179	181	187	182
	訪問入浴介護	回/月	48	48	51	44
		人/月	10	10	10	7
	訪問看護	回/月	618	668	707	814
		人/月	85	90	94	99
	訪問リハビリテーション	回/月	839	918	981	1,357
		人/月	84	90	94	114
	居宅療養管理指導	人/月	87	107	121	129
	通所介護	回/月	3,766	3,718	3,720	3,541
		人/月	481	481	485	491
	通所リハビリテーション	回/月	1,231	1,273	1,326	1,610
		人/月	160	164	169	176
	短期入所生活介護	日/月	1,834	1,952	2,015	2,420
		人/月	183	189	192	209
	短期入所療養介護(老健)	日/月	316	277	266	270
		人/月	38	35	35	36
	短期入所療養介護(病院等)	日/月	17	17	22	16
人/月		2	2	3	2	
福祉用具貸与	人/月	542	575	606	652	
特定福祉用具購入費	人/月	14	14	14	12	
住宅改修費	人/月	16	16	16	12	
特定施設入居者生活介護	人/月	84	84	84	84	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回/月	625	638	663	852
		人/月	64	64	64	58
	小規模多機能型居宅介護	人/月	73	73	93	93
	認知症対応型共同生活介護	人/月	95	99	108	108
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	回/月	802	802	802	745	
	人/月	88	88	88	82	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	430	430	430	430
	介護老人保健施設	人/月	225	225	225	220
	介護医療院 (平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む)	人/月	0	0	26	30
	介護療養型医療施設	人/月	4	4	4	
居宅介護支援(サービス計画作成)	人/月	926	935	935	1,025	



## (2) 介護予防給付

サービス種類		単位	第7期計画期間			参考
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/月	85	85	85	85
		人/月	12	12	12	12
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	57	58	58	67
		人/月	12	12	12	14
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	12	9	7	7
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	58	59	60	66
	介護予防短期入所生活介護	日/月	39	39	41	61
		人/月	8	8	9	10
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	288	288	288	274	
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	12	11	11	11	
介護予防住宅改修	人/月	11	11	11	11	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	4	4	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	27	27	32	32
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0
介護予防支援(サービス計画作成)		人/月	350	350	350	350



### (3) 日常生活圏域別必要利用定員

#### 【認知症対応型通所介護】

(単位:人)

圏域名	第7期計画期間			参考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
新見北部地域	13	13	13	12
新見中部地域	13	13	13	12
新見南部地域	13	13	13	12
大佐支局地域	7	7	7	6
神郷支局地域	5	5	5	4
哲多支局地域	7	7	7	6
哲西支局地域	6	6	6	6

#### 【小規模多機能型居宅介護】

(単位:人)

圏域名	第7期計画期間			参考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
新見北部地域	15(5)	15(5)	18(6)	18(6)
新見中部地域	15(6)	15(6)	20(7)	20(7)
新見南部地域	15(6)	15(6)	20(7)	20(7)
大佐支局地域	8(3)	8(3)	10(4)	10(4)
神郷支局地域	5(2)	5(2)	7(2)	7(2)
哲多支局地域	8(3)	8(3)	10(3)	10(3)
哲西支局地域	7(2)	7(2)	8(3)	8(3)

注:( )内は予防給付

#### 【認知症対応型生活介護】

(単位:人)

圏域名	第7期計画期間			参考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
新見北部地域	19	20	21	21
新見中部地域	20	21	23	23
新見南部地域	20	21	23	23
大佐支局地域	10	11	12	12
神郷支局地域	7	7	8	8
哲多支局地域	10	10	11	11
哲西支局地域	9	9	10	10

### (4) 日常生活圏域ごとの施設の整備計画

(単位:人)

圏域名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
新見北部地域			新設 (9)			新設 (25)
新見中部地域						
新見南部地域						
大佐支局地域						
神郷支局地域						
哲多支局地域						
哲西支局地域						

### 3 介護保険給付費の見込み

#### (1) 介護給付費の見込額

(単位:千円)

サービス種類		第7期計画期間			参考
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス	訪問介護	65,580	64,712	64,684	63,881
	訪問入浴介護	6,697	6,700	7,048	6,189
	訪問看護	52,258	57,183	61,022	69,557
	訪問リハビリテーション	29,030	31,787	33,956	46,966
	居宅療養管理指導	8,163	10,118	11,514	12,323
	通所介護	342,847	339,220	339,557	323,794
	通所リハビリテーション	114,240	116,361	120,184	144,981
	短期入所生活介護	172,804	183,783	189,453	225,281
	短期入所療養介護(老健)	36,612	31,782	30,545	30,891
	短期入所療養介護(病院等)	1,956	2,203	2,840	2,000
	福祉用具貸与	90,540	95,995	101,108	107,287
	特定福祉用具購入費	4,297	4,297	4,297	3,163
	住宅改修費	16,884	16,884	16,884	12,663
	特定施設入居者生活介護	153,781	157,517	163,350	165,772
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	78,714	79,785	82,172	104,813
	小規模多機能型居宅介護	165,292	165,366	214,633	214,633
	認知症対応型共同生活介護	268,046	278,708	303,914	303,914
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,009	3,010	3,010	3,010
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	78,621	78,656	78,656	72,564
施設サービス	介護老人福祉施設	1,243,980	1,244,537	1,244,537	1,244,537
	介護老人保健施設	710,021	710,339	710,339	697,318
	介護医療院 (平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む)	0	0	102,626	121,000
	介護療養型医療施設	18,366	18,375	18,375	-
居宅介護支援(サービス計画作成)		162,479	164,180	164,211	180,748
合計(介護給付費)		3,824,217	3,861,498	4,068,915	4,157,285

## (2) 介護予防給付費の見込額

(単位:千円)

サービス種類		第7期計画期間			参考	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	
	介護予防訪問看護	5,723	5,726	5,726	5,726	
	介護予防訪問リハビリテーション	1,899	1,926	1,926	2,247	
	介護予防居宅療養管理指導	956	754	605	605	
	介護予防通所リハビリテーション	21,765	22,640	23,715	26,592	
	介護予防短期入所生活介護	2,980	2,971	3,124	4,663	
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	
	介護予防福祉用具貸与	26,921	26,921	26,921	25,612	
	特定介護予防福祉用具購入費	3,537	3,179	3,179	3,179	
	介護予防住宅改修	12,118	12,118	12,118	12,118	
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,371	4,373	4,373	4,373	
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
		介護予防小規模多機能型居宅介護	25,689	25,701	31,161	31,161
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	
介護予防支援(サービス計画作成)		18,522	18,529	18,527	18,527	
合計(介護予防給付費)		124,481	124,838	131,375	134,803	

### (3) 標準給付費の見込額

(単位:千円)

	第7期計画期間			参考
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	3,947,784	4,032,720	4,298,925	4,290,519
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	268,427	268,695	268,964	287,790
高額介護サービス費等給付額	87,383	88,256	92,669	103,415
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,514	14,866	15,609	19,921
算定対象審査支払手数料	4,943	5,190	5,450	6,955
審査支払手数料支払件数(件)	65,906	69,201	72,661	92,736
標準給付費見込額	4,322,051	4,409,727	4,681,617	4,708,600

### (4) 地域支援事業費の見込額

(単位:千円)

	第7期計画期間			参考
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	213,481	213,481	213,481	213,481
介護予防・日常生活支援総合事業費	128,481	128,481	128,481	128,481
包括的支援事業・任意事業費	85,000	85,000	85,000	85,000

### (5) 総給付費

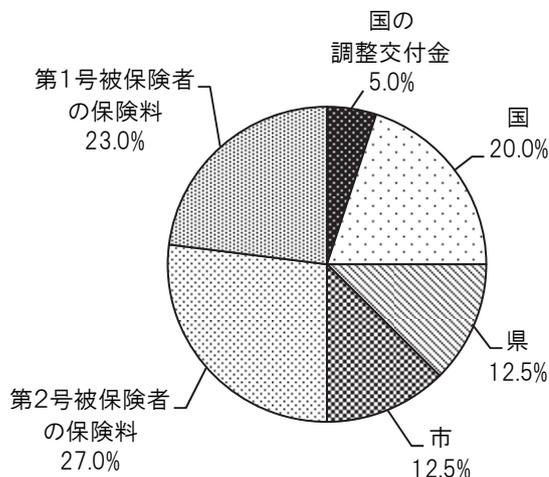
(単位:千円)

	第7期計画期間			参考
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費	3,948,698	3,986,336	4,200,290	4,292,088
介護給付費	3,824,217	3,861,498	4,068,915	4,157,285
予防給付費	124,481	124,838	131,375	134,803

## 4 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 介護保険料の財源構成

介護保険給付費は、50%を公費、50%を保険料で負担します。本計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、介護保険給付費の23%となります。



### (2) 保険料収納必要額

(単位:千円)

	第7期計画期間			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
標準給付費見込額	4,322,051	4,409,727	4,681,617	13,413,395
地域支援事業費	213,481	213,481	213,481	640,443
第1号被保険者負担分相当額	1,043,172	1,063,338	1,125,873	3,232,383
調整交付金相当額	222,527	226,910	240,505	689,942
調整交付金見込交付割合	9.40%	9.16%	9.00%	-
調整交付金見込額	418,350	415,700	432,909	1,266,959

財政安定化基金拠出金見込額	0			
財政安定化基金償還金	0			
準備基金の残高(平成29年度末見込)	321,313			
準備基金取崩額	195,500			
市町村特別給付費等	0			
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額	2,459,866			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,520	11,481	11,439	34,440

予定保険料収納率(%)	99.2
-------------	------

保険料基準額(月額):見込み	6,000
----------------	-------

### (3) 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)年額
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 又は、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.45	32,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	54,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.75	54,000円
第4段階	市民税課税世帯で本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	64,800円
第5段階	市民税課税世帯で本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	86,400円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	93,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	108,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	122,400円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.85	133,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.00	144,000円

## 1 新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市附属機関設置条例（平成17年新見市条例第18号）第4条の規定に基づき、新見市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を市長に意見具申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第42号) 抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日規則第44号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月2日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 2 新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市に新見市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本市における要介護者及び要支援者に関する現状分析と、今後の望ましい方向性について検討を加え、新見市老人保健福祉計画と整合性をもたせながら、効果的な介護保険事業を推進するために新見市介護保険事業計画を策定することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について提言を行うものとする。

- (1) 要介護者、要支援者の現状分析及び介護給付等の評価、問題点等の把握に関すること。
- (2) 介護給付等対象サービス量の見込みに関すること。
- (3) 介護給付等のサービス提供体制の確保のための方策に関すること。
- (4) 保健福祉の環境整備に関すること。
- (5) その他計画策定にあたって必要と認めた事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、20人以内で構成し、保健福祉、老人福祉に精通している者及び市内の実情に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の庶務は、介護保険課において所管する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、新見市介護保険事業計画の策定完了までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて指導者又はアドバイザーを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新見市条例第45号）の定めるところによる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月13日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月26日告示第71号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

### 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	市議会議員	文教福祉常任委員会	委員長	坂東 義生	
2	学識経験者	新見公立短期大学	教授	岡 京子	
3	関係団体	新見医師会	会長	太田 隆正	
4		身体障害者相談員	代表	東郷 豊志	
5		介護老人福祉施設哲西荘	管理者	藤村 晃	
6		介護サービス事業者（GHげんき）	管理者	妹尾 厚子	
7		健康の森学園	教頭	定久 照美	
8		NPO法人ハートフルあしん	理事長	福澤 一義	
9		障害者自立支援協議会	会長	中山 博文	
10		民生委員児童委員協議会	会長	北 卓士	
11		愛育委員会	会長	平田 国子	
12		社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
13		P T A 連合会	会長	杉 光太郎	
14		老人クラブ連合会	会計	松永 静人	
15	関係行政機関	備中県民局新見地域保健課	課長	谷口 住子	
16		新見市福祉部	部長	小川 忠義	

## 4 策定経緯

期 日	内 容
平成29年3月	○日常生活圏域ニーズ調査の実施
平成28年12月 ～平成29年6月	○在宅介護実態調査の実施
平成29年7月12日	○第1回策定委員会 (1) 策定委員の委嘱、委員長・副委員長の選任 (2) 計画策定の概要・制度改正等について (3) 市民アンケートの実施について
平成29年10月27日	○第2回策定委員会 (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案） について
平成30年1月26日	○第3回策定委員会 (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案） について
平成30年3月22日	○第4回策定委員会 (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画のパブリックコメントの結果について (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） について

## 第7期 新見市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

発行／平成30年(2018年)3月

発行者／岡山県 新見市

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3

TEL (0867) 72-3148

FAX (0867) 72-1407

---